

大垣都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を別のとおり変更する。

大垣都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更理由書

本区域は、伊吹山や養老山地を背景として、三大河川が流れる濃尾平野の西北部に位置し、東は県都岐阜市を核として県の中核機能を担う岐阜都市計画区域に隣接し、西は関西圏に近接しています。

また、本区域は西濃圏域の商業・業務拠点であるとともに、工業集積が高く県下第一の工業地域が形成されている上、ソフトピアジャパンをはじめとした情報関連施設が集積し、人材育成機関（情報科学芸術大学院大学及び国際情報科学芸術アカデミー）も立地しており、今後もこれらの施設集積を活かしIT関連産業をはじめとした活力ある地域づくりが期待されています。

一方、揖斐川をはじめ多くの河川が流れる自然豊かな地域であり、歴史・文化資源も多く、自然や歴史・文化資源を活かした地域づくりも望まれています。

さらに、今後は東海環状自動車道西回りルート¹の整備や名神高速道路へのスマートインターチェンジ²の設置により高速道路ネットワークが拡充され、周辺地域との連携性、交流性の向上も図られることとなります。

このようなことから、本区域の都市づくりの基本理念を「水と緑と情報～快適で安全な生活空間」と設定し、本区域の恵まれた「水」と「緑」を慈しみ、「情報」関連産業を核とし、都市計画の課題である「持続可能な都市」を目指して都市づくりを進めます。

本区域における以上のような都市の将来像について、平成 19 年に実施した都市計画基礎調査結果等を踏まえ、都市の発展の動向、人口等の現状及び平成 32 年を目標年次とした将来の見通し等を勘案し、主要な土地利用、都市施設及び市街地開発事業等についてのおおむねの配置、規模等を定め、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図るため、本案のとおり変更するものです。

大垣都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(大垣都市計画区域マスタープラン)

岐 阜 県

目 次

1	当該都市計画区域における現状と課題.....	1
1-1	既定計画におけるまちづくりの方針	1
1-2	まちづくりの現況	2
1-3	当該都市計画区域の課題	4
2	都市計画の目標.....	6
2-1	都市づくりの基本理念	6
2-2	地域毎の市街地像（まちづくりのイメージ）	6
2-3	各種の社会的課題への都市計画としての対応	9
2-4	当該都市計画区域の広域的位置づけ	12
3	区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針.....	13
3-1	区域区分の有無	13
3-2	区域区分の方針	15
4	主要な都市計画の決定の方針.....	16
4-1	土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	16
1.	主要用途の配置の方針	16
2.	市街地における建築物の密度の構成に関する方針	17
3.	市街地における住宅建設の方針	18
4.	市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針	18
5.	市街化調整区域の土地利用の方針	19
4-2	都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	22
1.	交通施設の都市計画の決定の方針	22
2.	下水道及び河川の都市計画の決定の方針	25
3.	その他の都市施設の都市計画の決定の方針	27
4-3	市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	27
1.	主要な市街地開発事業の決定の方針	27
2.	市街地整備の目標	28
3.	その他の市街地整備の方針	28
4-4	自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	29
1.	基本方針	29
2.	主要な緑地の配置の方針	29
3.	実現のための具体の都市計画制度の方針	30
4.	主要な緑地の確保目標	31

1 当該都市計画区域における現状と課題

1 - 1 既定計画におけるまちづくりの方針

大垣都市計画区域（以降、「本区域」という。）を構成する大垣市、垂井町、神戸町、安八町では、各市町の総合計画の将来像を、「水と緑の文化・産業・情報・交流都市」（大垣市）、「やさしさと活気あふれる 快適環境都市」（垂井町）、「みんなで創る 元気・快適・いきいきタウン」（神戸町）、「子どもたちの歓声とともに 小さくてもきらりと光るまち」（安八町）と定め、次のような基本方針又は基本理念に基づいたまちづくりを進めています。

大垣市第五次総合計画（平成 20～29 年度）

人と地域の個性を生かした活力あるまち
人々が支え合い・助け合う子育て日本一のまち
市民と行政が連携する協働のまち
誰もが安全・安心でいつまでも住み続けたいまち
効率的な行政経営により自立したまち

垂井町第五次総合計画（平成 20～29 年度）

やさしさあふれるまち
活気あふれるまち
快適なまち

神戸町第四次総合計画（平成 19～28 年度）

協働とふれあいのまちづくり
豊かな心と創造性を育むまちづくり
健康で人にやさしいまちづくり
安全で安心なまちづくり
環境と調和したまちづくり
快適な生活を支えるまちづくり
活力と魅力あふれるまちづくり

安八町第四次総合計画（平成 19～28 年度）

明日を担う人づくり
助け合いのまちづくり
快適に暮らせるまちづくり
活力あるまちづくり
協働によるまちづくり
明日を開くまちづくり

上記の各市町の総合計画の将来像と基本方針・基本理念において示された特性と可能性及び社会経済動向、ライフスタイルの変化と都市計画の根本命題を勘案し、本区域における都市計画としてのまちづくりの方針を次のとおり整理します。

住民と行政の協働によるまちづくり
活気に満ちた交流の盛んなまちづくり
水と緑を活かした快適なまちづくり
安全で人にやさしいまちづくり

1 - 2 まちづくりの現況

まちづくりの方針からみた本区域のまちづくりの現況は以下のとおりです。

(1) 住民と行政の協働によるまちづくり

人口・世帯数

・本区域の人口総数については微増、世帯数については増加傾向にありますが、大垣市の中心部では人口減少傾向にあり、郊外部で人口が増加しています。このため、世帯人員は減少傾向で、核家族化が進行しています。平成 17 年の一世帯当たり平均人数は 2.94 人で、過去最低となっています。

土地利用

・平成 19 年における本区域の土地利用については、田、畑、山林、河川等の自然的土地利用が全体の 53%を占めています。このうち、田が 30%で最も多く、山林・原野が 12%、畑・採草放牧地が 7%、河川・水路が 4%を占めています。これに対し、都市的土地利用のうち最も多いのは住宅用地の 14%で、次いで道路用地 10%、工業用地 6%、商業用地 3%などとなっています。

・平成 17 年における市街化区域の割合は、30.5%で、用途地域の指定状況を見ると、住居系は 62.2%、工業系は 30.9%、商業系は 6.9%となっています。

・本区域北西部から中央部地域にかけては、商業用地、工業用地、住宅用地等の都市的土地利用が進み、南東部地域は、平坦な地形で田などの農用地が広がっていますが、市街化区域の外縁周辺で開発等が進行しており、市街地は拡大傾向にあります。

・工業地については一団の工場が市街化区域に分散していますが、大垣市中心部の工場は産業構造の変化等により繊維工業等の事業縮小・撤退が相次ぎ、未利用地となっていた工場跡地については、住宅・商業施設等への土地利用転換が進行しています。

・商業地は大垣駅周辺及び幹線道路沿道に集積していますが、郊外部等で大型商業施設の立地傾向が顕著です。

協働によるまちづくり

・全国的に人口の伸びや市街地の拡大が鈍化し、拡大型から成熟型社会への転換期を迎える中で、住民のまちづくりへの関心が高まり、地域の個性を活かした様々な住民活動団体が設立されるなど、住民と行政の協働によるまちづくりが活発化しています。

(2) 活気に満ちた交流の盛んなまちづくり

産業構造

- ・本区域の第三次産業就業者の割合は平成7年に50%を超え、平成17年には約60%となっていますが、その他の産業就業者の割合は減少傾向にあり、特に第一次産業はわずかに2.4%で、商工業中心の産業構造となっています。
- ・平成18年の工業出荷額が1市3町で8,623億円と県下第一の工業集積を誇る本区域は、これまで繊維工業、窯業等が基幹業種として栄えてきましたが、平成7年以降、電気機械器具製造業、プラスチック製品製造業が基幹業種となり、平成18年の工業出荷額の約35%を占めています。
- ・市街地中心部から周辺部への人口移動と呼応するように、既存商店街の店舗が減少する一方で、郊外店舗が増加しています。
- ・広域的な拠点として機能してきた大垣市(大垣地区)の商業の吸引力は、次第に低下していますが、近年の紡績工場跡地等を利用した大型商業施設の進出によりこの傾向は変わりつつあります。平成16年における1市3町の卸小売販売額4,934億円のうち、大垣市(大垣地区)は85.5%を占めていますが、7年前の平成9年より0.8ポイント、13年前の平成3年より3.3ポイント低くなっています。

道路

- ・本区域の都市計画道路の整備状況を見ると、219.83kmの計画に対し、整備済路線は平成19年度末現在で95.44km(整備率43.4%)となっています。
- ・名古屋市を中心とする30~40km圏内に位置する東海3県の主要都市を結び、その連携と交流を促進する道路である(都)東海環状自動車道の整備が進められています。

(3) 水と緑を活かした快適なまちづくり

下水道

- ・本区域で公共下水道の整備が進められており、平成19年度末現在の整備率は73.2%です。

公園緑地

- ・本区域の都市公園は、平成19年度末現在で104.9haが開設されていますが、住民一人当たりの公園面積は4.8㎡にとどまっています。

自然的環境

- ・本区域は、西端には揖斐関ヶ原養老国定公園を中心とする山地部があり、中央部には濃尾平野がひらけ、揖斐川や長良川が流れる等多くの自然に恵まれた地域ですが、近年の都市化に伴って宅地開発が進み、水と緑の豊かな自然が失われつつあります。
- ・本区域は、多くの一級河川が流れるという地形的条件のため、古くから水害に悩まされ、治水対策が最大の課題となってきました。

(4) 安全で人にやさしいまちづくり

少子高齢化

- ・本区域の生産年齢人口(15～64歳)は減少傾向にあり、平成17年の生産年齢人口は65.6%で、過去最低となりました。
- ・平成17年の老年人口(65歳以上)の割合は19.6%、年少人口(0～14歳)の割合は14.8%となっていますが、年々老年人口の占める割合が増加する一方、年少人口の占める割合は減少しており、少子高齢化が急速に進行しています。

都市交通

- ・1市3町における自動車の保有台数は年々増加しており、自動車普及率の指標となる自動車一台当たり人口は、平成19年度末現在では1.319人となり、自動車が代表的交通手段となっています。
- ・JR大垣駅の乗降客数が過去10年で1割程度減となる等、公共交通機関の利用者は減少傾向にあります。

1 - 3 当該都市計画区域の課題

まちづくりの現況を踏まえた本区域の課題は以下のとおりです。

(1) 適正な土地利用誘導等による良好な市街地の形成

市街地中心部の活性化

- ・市街地中心部については、近年空洞化が進みつつありますが、地域住民の生活及び経済活動の基盤、さらには地域コミュニティの場としての機能を有していることを踏まえ、市街地再開発事業等や工場跡地の有効活用によって、まちなか居住の促進による定住人口の回復とそれを支える商業機能など生活関連都市機能の維持・育成を進め、地域の要となる都市空間として、都市を再構築する必要があります。

都市機能の充実

【下水道】

- ・下水道は、大垣市(大垣地区)の市街化区域及び安八町の全域においてはほぼ整備が完了していますが、引き続き未整備地区における整備の推進が必要です。

【公園緑地】

- ・都市公園の整備状況をみると、住区基幹公園、都市基幹公園ともに十分とは言えません。
- ・公園緑地はレクリエーション機能ばかりでなく、災害時の避難場所・防火帯としての機能、好ましい都市景観の形成機能、環境の維持・改善機能、うるおい感ややすらぎ感といった心理的効果等を有しているため、これらの機能を活用した整備が必要です。

自然的環境の保全

- ・きれいな水と豊かな緑を守り、次世代へ承継するため、環境基本計画や緑の基本計画等に基づき、総合的で計画的な保全策を促進し、自然と共生したまちづくりを進める必要があります。
- ・市街地の浸水防除のため、長期的な視野に立った計画的な治水対策を、自然的環境に配慮して進める必要があります。

(2) 産業、観光の振興・活性化のための基盤整備

産業、観光の振興・活性化のための基盤整備

- ・バブル経済崩壊後の長期不況、ここ1~2年の急激な経済の変動、これらを原因とする国際的な生産拠点の再配置が進む中、ソフトピアジャパンを核とした既存産業の情報化や新規事業分野への展開、情報関連産業の育成等を促進する必要があります。
- ・本区域の新たな産業振興を図り、また既存産業の流出を防止するため、新規の工業団地等の基盤整備を進める必要があります。
- ・近年ライフスタイルや価値観の変化によって消費者意識が多様化、個性化し、品質重視、娯楽・レジャー志向、文化・教養志向が強まっており、各市町の駅前型商店街、地域型商店街の持つそれぞれの特色や役割を見直して、便利で暮らしやすい魅力ある商業空間を整備していく必要があります、とりわけ大垣市の中心市街地は、市街地整備等による再生・活性化が望まれています。

(3) 安全で人にやさしい都市施設等の充実

少子高齢化への対応

- ・今後のまちづくりにおいては、都市のバリアフリー化、公共交通機関の利用促進等、高齢社会への対応が必要です。
- ・少子化への対応として、子育て支援施設や、若者の定住を促進する住宅施策が必要です。

都市機能の充実

【交通施設】

- ・本区域は国土軸となる名神高速道路及び(国)21号、(国)258号等の幹線道路や、JR東海道本線、樽見鉄道、養老鉄道等多くの交通施設に恵まれています。
- ・都市計画道路については現状の整備水準が十分とは言えず、今後も道路の整備促進や公共交通機関の利便性の確保等、さまざまな施策を講じる必要があります。
- ・透水性の向上や騒音の低減に配慮した道路整備に努める必要があります。

2 都市計画の目標

2 - 1 都市づくりの基本理念

本区域では、これまで「水」、「緑」、「産業」を共通のキーワードとして都市づくりを推進してきました。これは、本区域が水害と向き合い、自然的環境を活用・保全して、全国規模の工業集積と輸送・情報通信の拠点をつくってきたという特性を踏まえています。

近年、環境に対する過大な負荷により、地球規模での環境問題が深刻化しています。また、人口減少・超高齢社会のさらなる進展、中心市街地の空洞化等により、新たな課題も発生しています。

そこで、本区域の恵まれた「水」と「緑」を慈しみ、「情報」関連産業を核とし、都市計画の課題である「持続可能な都市」を目指すため、本区域の都市づくりの基本理念を次のように設定します。

「水と緑と情報～快適で安全な生活空間」

2 - 2 地域毎の市街地像（まちづくりのイメージ）

本区域を行政区域（大垣市は市町合併前の行政区域により2地区に区分）により5つの地域・地区に区分し、地域・地区毎のまちづくりのイメージを示します。

(1) 大垣市（大垣地区）

濃尾平野の西北部に位置し、西濃圏域の行政・経済・文化の中心都市である大垣市は、さらに土地の有効かつ高度利用を図りつつ都市的土地利用を促進し、(都)東海環状自動車道や幹線道路の整備、計画的な市街地の整備を推進し、中心市街地における都心機能の再生と新たな魅力の創出、ソフトピアジャパンを核とした情報産業都市の形成、芸術文化の振興等により、広範な都市機能を一層充実させるとともに、「水都」大垣として、誇りと愛着が持てる、水と緑を活かしたまちづくりを目指します。また、旧大垣市、上石津町、墨俣町の合併により、全国的にも珍しい二重飛び地からなる行政区域となっており、各地域の歴史文化や自然などの固有資源を活用した独自のまちづくりとともに、交通、情報など地域間の連携強化を進めます。

圏域の中心都市として行政、経済、情報、文化等広範な都市機能の充実したまちづくり
水と緑を活かしたまちづくり

(2) 大垣市（墨俣地区）

大垣市（墨俣地区）は、交通至便の立地条件を活かし、快適な住環境の形成を進めます。また、古くは宿場町として栄え、墨俣一夜城址等の歴史資源とともに、長良川・犀川の自然資源

があり、併せて、すのまた三大祭(桜まつり、天王祭、秀吉出世まつり)等多くの観光資源があることから、豊富な地域資源を活かしたまちづくりを目指します。そして、地域事務所周辺では、文教・福祉施設等の集積を図り、地区の拠点的エリアの形成を図ります。

地域資源を活かしたまちづくり

地区の拠点的エリアの形成

(3) 垂井町

大垣市の西に隣接し、町の中央を(国)21号、JR東海道本線が走るという恵まれた地理的条件にある垂井町は、生活環境、産業、レクリエーション等の各種の都市機能を備えたまちづくりを進めます。そして、道路、公園、下水道等の都市基盤を整備した安全、快適なまち、自然や歴史、地域個性を活かした住民参加によるまちづくりを進めます。

人々が町内で暮らし楽しむことのできるまちづくり

都市基盤の充実した安全・快適なまちづくり

自然と歴史を身近に感じることのできるまちづくり

各地域が個性を発揮し相互に調和するまちづくり

住民の声と手によるきめ細かなまちづくり

(4) 神戸町

大垣市の北に隣接し、東に揖斐川が流れる神戸町は、農業に適した豊かな平坦地を有しています。また、町北部の揖斐川沿いには工業団地があり、近代産業が集積しています。

今後のまちづくりにあたっては、道路の整備による大垣市との連携、(都)東海環状自動車道を活かした産業機能の強化、公園の整備や自然的環境の保全、下水道の整備等による、緑豊かで潤いあるまちづくりを進めます。

充実した都市基盤整備の強化と緑豊かで潤いある機能的なまちづくり

高速交通体系を活かした産業機能の強化

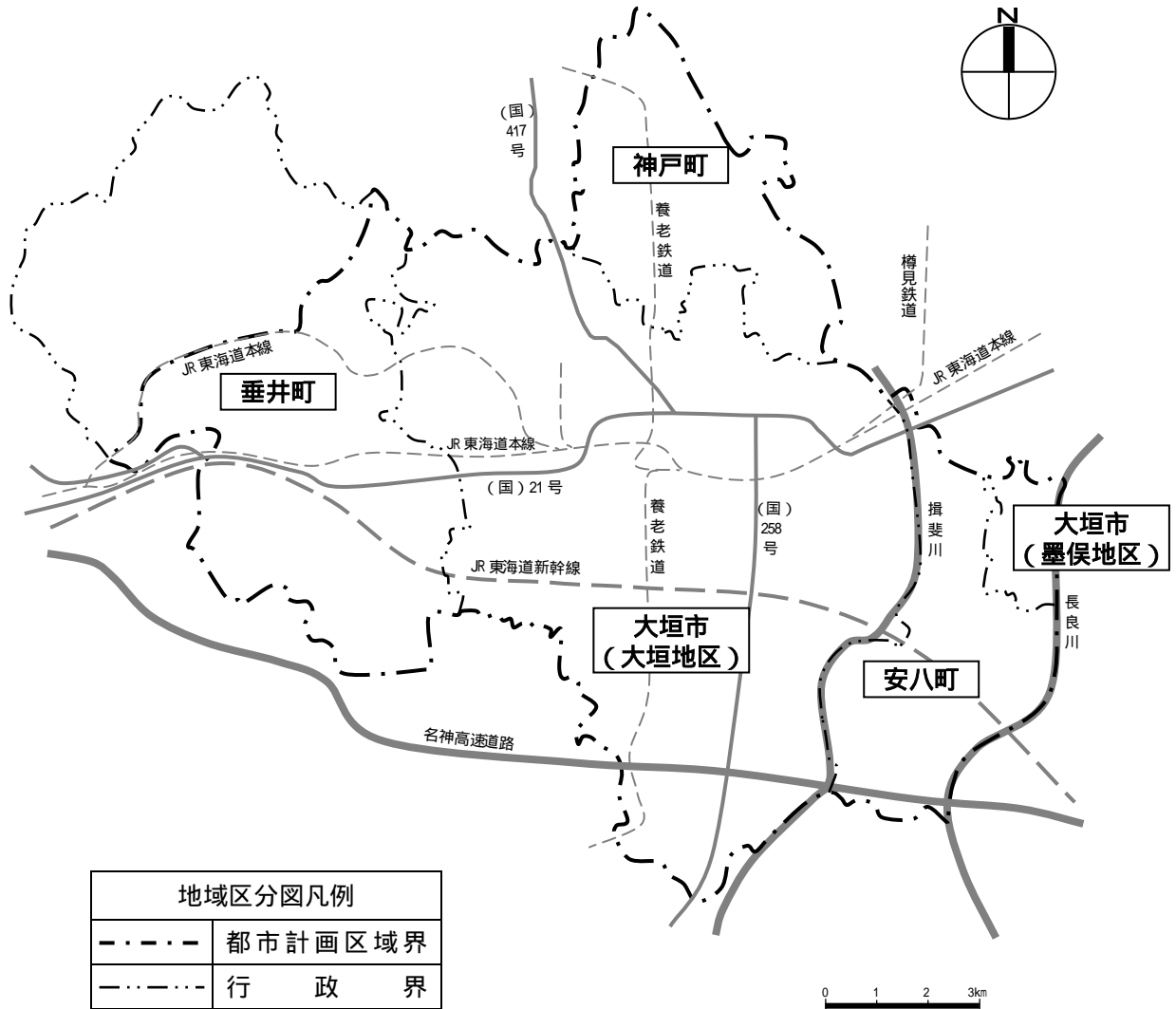
(5) 安八町

大垣市の東に隣接し、県下でも有数の豊かな農耕地を形成している安八町は、地理的条件に恵まれた工場適地として近代産業発展の原動力を担っています。さらに、安心して子育てできる環境づくりに向け子育て支援のための様々な独自施策を展開しており、最近では人口増加率が県内自治体の上位に上がってきています。今後のまちづくりにあたっては、豊かな田園景観との調和に配慮しつつ、恵まれた交通体系を活かした工業地域の形成とともに、ゆとりとやすらぎのある生活環境づくりを進めます。

都市基盤整備の充実と、恵まれた自然的環境に囲まれたゆとりとやすらぎのあるまちづくり

豊かな田園景観の中での産業都市づくり

図：地域区分図



2 - 3 各種の社会的課題への都市計画としての対応

社会的課題に対する本区域における都市計画上の対応は以下のとおりです。

(1) 環境負荷の軽減

環境にやさしい都市と交通システムの構築

- ・地球温暖化など環境の悪化を防止し低炭素社会を実現するため、公共交通機関の利用促進、都市における円滑な交通を確保する道路網の整備、環境負荷が少なく省エネルギー型の交通機関の導入や都市施設の緑化の推進など、環境にやさしい都市と交通システムの構築を進めます。

循環型社会の形成

- ・限られた資源の中で今後とも持続的発展が可能なまちづくりを進めていくためには、これまでのような大量生産、大量消費、大量廃棄型から、資源の有効利用や環境への負荷の軽減により、環境と調和したまちづくりを目指すことが重要です。廃棄物については、減量化、再資源化、再利用化の徹底を進め、循環型社会の形成を進めます。

自然的環境の保全

- ・本区域は市街地周辺部には田園地帯が広がる等、水と緑に囲まれた豊かな自然的環境を有しています。これらの豊かな自然は、人々の生活に潤いとやすらぎをもたらす快適な生活環境を形成するとともに、野生鳥獣類の生息地としても重要な役割を果たしており、既存の自然的環境を極力保全します。

(2) 都市の防災・防犯性の向上

災害に強い都市の形成

- ・集中豪雨等による災害が頻発していることから、都市型水害や土砂災害等による被害を軽減するため、土砂災害防止法に基づく区域指定を進め、土砂災害の恐れのある区域において一定の開発を抑制したり、警戒避難体制を整備したりするなどのソフト対策や、河川改修等の治水事業や砂防施設整備などのハード対策の充実を進めます。
- ・災害時に被害を受けやすい密集市街地を解消していくとともに、道路・植樹帯や沿道建築物による延焼遮断帯の機能を付加していくことにより、災害時の安全な避難路の確保や避難施設などの整備を進めます。
- ・大規模災害時において、都市機能の麻痺や地域が孤立することのないよう、都市施設の耐震化を進めます。また、安全な居住環境を確保するため、住宅の耐震化を進めます。

安心して暮らせる都市環境の形成

- ・交通事故や犯罪に対応するため、通過交通の排除や街路灯の設置、道路や公園等を防犯に配慮した構造とするなど、犯罪が発生しにくい環境づくりに努めるとともに、地域住民による自主防犯活動や監視体制の強化により、防犯に対する意識の向上を図ります。さらに、中心市街地のにぎわいや、都市の魅力の向上、地域コミュニティの形成や住民との協働まちづく

りによって、防犯性の高い都市づくりを進めます。

- ・安全・安心な都市づくりにおいて交通安全の確保は重要な課題であり、交通安全施設の整備や交通に関する情報提供の充実などの交通安全対策を講じます。

(3) 都市のバリアフリー化

住民の行動圏を重視した都市の形成

- ・住民の日常生活圏内では、快適に移動できるよう自転車歩行者道の整備やバス交通など都市圏内の交通を充実し、また、日常生活圏を超える広域的な移動が快適に行えるよう幹線道路及びそこへのアクセスの充実を進めます。

誰もが暮らしやすい都市の形成

- ・高齢者や障がい者などが自立して日常生活を送ることができるような環境、また安心して子どもを産み育てられる環境を確保することが重要であることから、全ての人が安心して快適に暮らせる都市や住環境の形成を進めます。
- ・高齢者、障がい者をはじめ外国人等も含めた様々な人が暮らしやすいよう、都市施設などにユニバーサルデザインを導入します。

(4) 良好な景観の保全・形成

自然・歴史・文化に根ざした良好な景観の創造

- ・地域固有の歴史・文化の保全、活用とともに、自然や歴史的なまちなみ等を活かした景観形成や地域の魅力を高めていくことが重要であり、地域における良好な景観の創造に資する取り組みを支援するとともに、美しい都市・風土づくりを進めます。

水環境の保全によるまちのうるおいの創出

- ・河川は身近な自然であり、住宅等からの排水を適切に処理し、都市にうるおいをもたらす美しい河川の維持・回復を進めます。また、美しい河川は水質だけでなく水辺環境が重要であり、周辺の自然環境に適した河川や親水機能の整備を進めます。
- ・本区域は、良質な地下水や自噴水が豊富な土地で、古くから生活用水として利用され親しまれてきました。一時期、繊維・化学等用水型工業の発展とともに地下水の大量使用によって自噴水は減少しましたが、その後、地盤沈下を防止するため、事業所による揚水量の自主規制や節約により地下水の保全が進められています。今後も、湧水、自噴水の保全・回復に取り組むとともに、貴重な地域資源として個性的で美しいまちづくりへの活用を進めます。

(5) 集約型都市構造の実現

都市機能が集約されたコンパクトな都市

- ・高度で多様な都市機能が集積した中心市街地、身近な生活の拠点が適切に配置された日常生活圏及び都市の活力や魅力を高めるための拠点を、公共交通や幹線道路のネットワークで連携させる集約型都市構造の形成を目指します。
- ・市街化調整区域においては新たな宅地開発を抑制、農地を保全し、市街地の拡大は原則とし

- て行いません。新たな土地利用の需要に対しては、既存の市街化区域の低・未利用地の活用を優先させて密度の高い市街地の形成に努めます。ただし、広域道路網を活用し都市の活力を生み出すために必要な産業用地の確保や良好な居住環境の形成等のために必要な場合には、周辺の自然環境や営農環境等との調和に十分に配慮しつつ計画的な整備を許容します。
- ・超高齢社会を迎えるにあたり高齢者が快適に暮らせる都市構造への転換を目指し、自動車に過度に依存することなく、公共交通拠点を中心とした、歩いて生活できる生活圏の形成を進めます。
 - ・集約型都市構造に留意しつつ活力ある地域づくりを進めるため、工業等の産業需要に対しては、社会基盤の状況等地域の実情に応じて計画的に土地利用を誘導します。

中心市街地の活性化

- ・本区域内の拠点となる中心市街地の活性化は、本区域全体の活性化につながることから、拠点となるべき中心市街地では楽しさ・にぎわいを創出し、来訪者を魅了する空間づくりを進めます。
- ・拠点以外の中心市街地では、地域の歴史・文化等に基づく、特色あるまちづくりを目指しつつ、地域住民の日常的な需要を満たす機能の維持・充実を進めます。

まちなか居住と都市型産業の育成

- ・住民が集住することにより、安心して便利に暮らせる居住環境を確保できる「まちなか居住」を進めます。
- ・ソフトピアジャパンなどの集積を活かし、IT関連企業や事務所機能等を誘致し都市型産業の育成を進めます。

周辺拠点における都市機能の集約、維持

- ・本区域の中心市街地だけでなく、周辺拠点においても、徒歩圏内に福祉や教育などの基礎的サービスや日常生活に必要な機能の集約を進めます。
- ・都市機能を中心市街地に集約していく中で、郊外部の機能を維持することも重要であり、郊外部においては、自動車も利用しつつ快適な生活を維持できる街を目指し、駅周辺など地域拠点への集中を進めます。

(6) 高度情報社会への寄与

- ・本区域では、情報通信基盤の整備、スイートバレー構想の拠点施設であるソフトピアジャパンを核とした情報関連産業の集積等、高度情報社会に対応したまちづくりを行ってきましたが、この機能集積を活かし、より一層高度情報社会の推進に寄与するとともに活力ある地域社会の構築を進めます。

2 - 4 当該都市計画区域の広域的位置づけ

本区域は、伊吹山や養老山地を背景として、三大河川が流れる濃尾平野の西北部に位置し、東は県都岐阜市を核として県の中核機能を担う岐阜都市計画区域に隣接し、西は関西圏に近接しています。

また、本区域は西濃圏域の商業・業務拠点であるとともに、工業集積が高く県下第一の工業地域が形成されている上、ソフトピアジャパンをはじめとした情報関連施設が集積し、人材育成機関（情報科学芸術大学院大学及び国際情報科学芸術アカデミー）も立地しており、今後もこれらの施設集積を活かしIT関連産業をはじめとした活力ある地域づくりが期待されています。

一方、揖斐川をはじめ多くの河川が流れる自然豊かな地域であり、歴史・文化資源も多く、自然や歴史・文化資源を活かした地域づくりも望まれています。

さらに、今後は(都)東海環状自動車道西回りルートの整備や名神高速道路へのスマートインターチェンジの設置により高速道路ネットワークが拡充され、周辺地域との連携性、交流性の向上も図られることとなります。

このようなことから、本区域は県域西部の中心区域として、また、関西圏への玄関口として、都市的な魅力と豊かな自然的環境をあわせて享受できる区域となることが期待されています。

3 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

3 - 1 区域区分の有無

本区域の現状及び今後の見通しを分析し、「市街地の拡大の可能性」、「良好な環境を有するコンパクトな市街地の形成」及び「緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮」の視点から区域区分の有無を定めます。

(1) 本区域の現状及び今後の見通し（展望）

地形その他の地理的条件

- ・本区域は、大部分が平地部で、多くの一級河川が流れ、平成 19 年における市街化区域内可住地面積は、2,376ha で市街地(市街化区域)面積の 51.5%となっています。

人口の増減及び分布の変化並びに今後の見通し

- ・人口は、これまで微増傾向にありましたが、我が国全体で人口減少社会の到来する中、今後、本区域の人口も減少するものと予測されます。
- ・核家族化の進展によって、世帯数は今後も増加が予測されます。
- ・平成 17 年における本区域の住民の 75%が市街地に居住しており、平成 17 年における可住地人口密度は 68.9 人 / ha で、県下の都市計画区域では一番高くなっており、今後も市街化区域内人口は微増するものと予測されます。

産業の業況及び今後の土地需要の見通し

- ・工業は、近年伸び悩んでいます。ソフトピアジャパンを核とした情報関連産業等の集積や(都)東海環状自動車道の整備及び名神高速道路へのスマートインターチェンジの設置に伴う高速交通体系の充実等により、工業系土地需要の増大が見込まれます。
- ・商業は、本区域全体の人口減少に伴い消費の停滞も予想される状況にありますが、中心市街地への適正配置及び各地域の拠点となる商業機能の維持・充実を図るなど商業活性化施策に努めることにより、現状維持程度の土地需要が見込まれます。

土地利用の現状等

- ・本区域の土地利用について、平成 19 年において田、畑、山林、河川等の自然的土地利用が全体の 53%を占めているものの、減少する傾向にあります。
- ・都市的土地利用のうち最も多い住宅用地(14%)は微増にとどまり、工業用地(6%)、商業用地(3%)はほぼ横這いで推移しています。

都市基盤施設の整備の現状及び今後の見通し

- ・本区域の都市計画道路の整備率は、平成 19 年度末現在で 43.4%です。
- ・本区域の公共下水道の整備率は、平成 19 年度末現在で 73.2%です。
- ・公園緑地の整備状況は十分とは言えません。

産業振興等に係る計画の策定又は大規模プロジェクト等の実施の有無

- ・本区域中央部を南北に縦断する(都)東海環状自動車道が計画されており、本区域内に2箇所のインターチェンジが予定されています。
- ・産業振興をはじめとする地域活性化を図るため、安八町南部に名神高速道路へのスマートインターチェンジの設置に向けた取組みを進めています。

(2) 区域区分の有無

市街地の拡大の可能性

本区域の大部分が平地部で、区域区分を行わなかった場合、無秩序に市街地が拡散する可能性があります。また、人口は長期的には減少が予測されますが、核家族化による住宅用地の需要増加が見込まれます。また、(都)東海環状自動車道が計画されるなど、工業・流通等新たな土地需要の増大も考えられます。これらのことから、計画的な市街化を図る必要があります。

良好な環境を有するコンパクトな市街地の形成

市街化区域については、優先的に都市基盤整備を進めており、概ね良好な市街地環境が形成されています。しかし、郊外部など周辺市街地の一部には、農地などの低・未利用地が残る地区も見られ、宅地化の促進を図る必要があります。

緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮

市街化区域においては、住民の多様なレクリエーションニーズへの対応や災害の防止、生活環境の改善等に資する公園緑地等の公共空間の整備を進めています。また、市街化調整区域においては、優良な農地や良好な自然景観を有する山林、河川等の保全を図る必要があります。

(都)東海環状自動車道のインターチェンジ周辺地区は、新たな交通拠点として、交通の利便性を活かした土地利用が促進されると想定されます。このため、公園、緑地を整備するとともに、周辺の既存農地や自然的環境等と調和した計画的な土地利用を誘導する必要があります。

以上により、本区域においては、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、引き続き区域区分を定めるものとします。

3 - 2 区域区分の方針

(1) 市街化区域と市街化調整区域に配分されるべき概ねの人口

本区域の将来における概ねの人口を次のとおり想定します。

区分 \ 年次	平成 22 年	平成 32 年
都市計画区域内人口	218.4 千人	概ね 216.1 千人
市街化区域内人口	169.6 千人	概ね 171.1 千人
市街化調整区域内人口	48.8 千人	概ね 45.0 千人

(2) 産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定します。

区分 \ 年次	平成 22 年	平成 32 年	
生産規模	工業出荷額	9,178 億円	10,295 億円
	卸小売販売額	5,658 億円	5,904 億円
就業構造	第 1 次産業	2.4 千人(2.2%)	1.9 千人(1.7%)
	第 2 次産業	42.9 千人(38.9%)	37.6 千人(34.5%)
	第 3 次産業	64.7 千人(58.9%)	69.4 千人(63.8%)

(3) 市街化区域の概ねの規模及び現在市街化している区域との関係

本区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、現時点で市街化している区域及び当該区域に隣接し概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域の概ねの規模を次のとおり想定します。

年次	平成 32 年
市街化区域面積	概ね 4,744ha

4 主要な都市計画の決定の方針

4 - 1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

1. 主要用途の配置の方針

(1) 住居系

本区域中央部の既成市街地を最大の住宅地とし、そこから放射状に伸びる(都)寺内長松線、(都)大垣一宮線などの主要な道路沿いや(国)21号沿い、JR大垣駅、垂井駅、美濃赤坂駅、養老鉄道室駅、北大垣駅、広神戸駅、西大垣駅、美濃青柳駅等の鉄道駅周辺の既成市街地を住宅地とします。

大垣市、神戸町の住宅地は人口密度が高いため、過密化の緩和を考慮した計画的な市街地整備を進めます。とりわけ、大垣市の中心市街地は、市街地再開発事業等によって、良好な住宅地の形成を進めます。また、垂井町、安八町の住宅地は比較的到低密度であり、今後もゆとりある居住環境の保全と整備を進めます。

工場跡地の土地利用転換により住宅団地等が形成されている大垣市の南一色木戸地区、垂井町の追分地区・字空録地区等については、現状で工業系用途地域が指定されているため、周辺に立地する建築物等の状況を勘案しながら、居住環境の保全が図られるよう、住居系用途地域への指定変更を進めます。

次の土地については、市街化区域への編入により、住居系中心の良好な市街地の形成を進めます。

- ・安八町の牧地区においては、周辺への新規工業立地に伴う住宅需要の増大に対応した土地利用を誘導します。

(2) 商業系

住宅地の中心に位置する既存商業地については、日常生活需要に対応した商業機能の整備を進めます。とりわけ、大垣市の中心市街地は、西濃圏域の中心商業・業務地としての役割を果たしており、今後も、商業・業務機能の集積・強化を図るため、平成21年12月に国の認定を受けた「大垣市中心市街地活性化基本計画」に基づき、市街地再開発事業等を進めます。

また、(都)大垣環状線等の主要な道路沿いにおいては、既存商業地を補完し、周辺地区の日常生活需要に対応した商業機能の整備を進めます。

垂井町の垂井駅南口～(国)21号沿道においては、立地条件の優位性を活かし、商業・業務施設や沿道サービス施設等の都市機能の集積を進めます。

大垣市の中心市街地である大垣駅北地区については、大規模集客施設立地エリアを設定し、市の商業拠点としての機能形成・維持を進めます。また、(都)東外側小野線沿線北の三塚町地区、(都)西大垣墨俣線沿線南の鶴見町地区、(都)大垣環状線沿線南の本今町・外野地区、(都)墨俣輪之内線沿線の墨俣犀川地区については、既に大規模集客施設が立地しており各地域の拠点を形成していることから、大規模集客施設立地エリアを設定し商業機能の発展・維持を進め

ます。

次の土地については、市街化区域への編入により、商業・業務系中心の良好な市街地の形成を進めます。

- ・大垣市の外野地区において(都)大垣環状線沿いに立地する大型商業施設周辺では、商業系への土地利用転換が進行しており、これらの現状に即した土地利用を誘導します。
- ・安八町の大明神地区の(都)大垣一宮線沿道においては、近隣の生活利便性向上に資する商業施設等の立地に配慮した土地利用を誘導します。

(3) 工業系

既存工業は、JR大垣駅、垂井駅、美濃赤坂駅、養老鉄道広神戸駅、西大垣駅、美濃青柳駅等の鉄道駅周辺や名神高速道路、(国)21号、(国)258号等の主要な道路沿い、揖斐川沿いに集積しています。これらの既存工業地については、周辺の住宅地や農地の環境を保全しつつ、より一層の工業集積、生産環境の整備を進めます。また、(都)東海環状自動車道の整備に伴う高速交通体系等の充実による本区域の交通の利便性を活かし、新規の工業団地等の基盤整備を図ります。

次の土地については、市街化区域への編入により、工業系中心の良好な市街地の形成を進めます。

- ・大垣市のソフトピアジャパン周辺地区については、情報関連産業の集積を主とした土地利用を誘導し、それに伴う人口集中に対応するため、周囲には周辺との一体性を保った良好な住宅地を形成します。
- ・安八町の中須地区は、(都)大垣一宮線との近接性を活かし新たな工業系の土地需要に対応するため、隣接の住居系市街地の環境保全にも配慮した土地利用を誘導します。

2. 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

(1) 住居系

将来利用容積率については、主に低層住宅の立地する地区は80～100%、その他の住宅地は200%を基本としつつ、建築物の立地状況等により適切に定めます。

(2) 商業系

大垣市の中心市街地(商業地)の将来利用容積率については、目指す土地利用の度合いに応じて400～800%の設定を行い、商業拠点としての密度形成を誘導します。

大垣市の中心市街地周辺の幹線道路沿いの近隣商業地において、沿道サービス等の高度利用を促進する地区は将来利用容積率を300%、その他の幹線道路沿いの近隣商業地の将来利用容積率を200%とします。また、赤坂地区については現状の建築物の立地状況を踏まえ、地区の商業拠点として将来利用容積率を200%とします。

大垣市墨俣地区、垂井町、神戸町及び安八町の商業地は、各地区の拠点としての機能を維持・増進するため、近隣商業地域(将来利用容積率200%)又は商業地域(将来利用容積率400%)の

密度形成を誘導します。

(3) 工業系

周辺の市街地環境との調和を図り良好な都市空間を形成するため、将来利用容積率は200%を基本とします。

3. 市街地における住宅建設の方針

(1) 良好な住環境の確保のための施策

住宅地等の良好な環境を保全するため、建築物の用途・構造・形態等の基準を定めた建築協定等を活用します。

さらに、快適で安全な住環境を確保するため、住宅建設や宅地開発にあたっては、地区の実情に対応した地区計画等の活用により、環境整備を誘導します。

(2) 良好な住宅の供給等の促進施策

良好な住宅を供給するため、次のとおり各種施策を進めます。

- ・公営住宅の建替事業を進め、質的改善及び適切な維持管理を行います。
- ・福祉の観点から、高齢者や障がい者等の人々に対しての構造設備等に配慮した住宅の供給、住宅改善を支援します。
- ・高齢者等の人々の安全で安定した居住を確保するため、民間活力による住宅の建設促進に努めます。
- ・都心における市街地再開発事業等による住宅供給を進め、総合的な住宅施策を行います。

4. 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

(1) 土地の高度利用に関する方針

大垣市の中心市街地では、市街地再開発事業等により、土地の高度有効利用を図るとともに、既存都市機能の充実及び新たな都市機能の導入や防災性の向上等を図り、市街地の再構築を推進します。

(2) 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

用途の純化を基本としますが、次の土地については、有効利用を図るため、用途の転換又は複合化を進めます。

- ・工場跡地については、用途転換を含めた土地の有効利用を進めます。
- ・中心商業地については、活性化と住宅需要の観点から、都心居住を図るため、店舗併用型の住宅建設を許容します。

また、大規模集客施設立地エリアを設定した大垣駅北地区、三塚町地区、鶴見町地区、本今町・外野地区においては、商業機能の維持・発展を図るため、周辺の都市施設整備、周辺環境

との調和を図りながら商業系用途地域への変更を進めるとともに、大垣市の準工業地域全域については特別用途地区(大規模集客施設立地制限地区)を指定し、大規模集客施設の立地を規制します。

(3) 居住環境の改善又は維持に関する方針

大垣市の中心市街地東部及び南部、墨俣地区の北東部商店街、垂井町の垂井地区中心部、神戸町の中心市街地には、木造住宅密集市街地が存在し、災害時における延焼等の危険性があるため、住民の意向を踏まえつつ耐火建築物等への建替えを検討します。

また、市街化の著しい大垣市の水門川の流域については、都市型水害による災害を軽減するため、水門川流域整備計画に基づき流出抑制対策を行います。

(4) 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

本区域内には市街地における公園緑地が少ないため、公園緑地の整備を進める他、河川・水路において、多自然川づくりを取り入れる等、動植物との共生を図り、水辺環境の保全、回復、創出を進めます。

(5) 市街化区域内の都市的低・未利用地の整序に関する方針

本区域の市街化区域内にみられる都市的低・未利用地については、地域の実情にあわせた土地区画整理事業や地区計画等による適正かつ計画的な市街地環境の形成を図り、郊外部への無秩序な都市機能の拡散を抑制します。

5 . 市街化調整区域の土地利用の方針

(1) 優良な農地との健全な調和に関する方針

大垣市では、青墓、荒崎、綾里、多芸島、川並、墨俣地区等、垂井町では、町北部及び南部等、神戸町及び安八町のまとまった農地については、農業の多面的な機能を活かし、都市型農業として生産性の高い農業を目指し、農地を保全します。

(2) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定により、無秩序な宅地開発等を抑制するとともに、農地、保安林、砂防指定地、土砂災害危険箇所(土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所)などは、災害防止の観点から保全し開発を抑制します。また、必要な開発等を行う場合には、雨水・土砂流出の抑制に努めます。

特に、災害防止上保全すべき区域として、大垣市北西部地区や垂井町南部、西部、北部に位置する保安林、砂防指定地などについては、開発を抑制します。

(3) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

大垣市北西部の山地部は伊吹県立自然公園に、垂井町北部・南部及び大垣市北西部の山地部は揖斐関ヶ原養老国定公園に指定されています。これらは、豊かな自然的環境が残された区域

であり、今後とも保全します。

(4) 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

集約型都市構造の実現に向け、原則として市街化調整区域での開発は抑制します。ただし、開発許可基準に適合するものの他、周辺の自然環境や営農環境等との調和に十分に配慮し、農林漁業に関する土地利用との調整を図った上で、計画的な都市的土地利用の実現を目的とする開発については許容します。

なお、市街化調整区域においては、建ぺい率 60%、容積率 200%を基本とし、建築物の立地状況や地区の状況を踏まえ、適切な建築物の形態規制を行います。

集落地域

垂井町の岩手地区、栗原地区や神戸町の瀬古地区等の既存集落においては、地域コミュニティを維持するため、市街化の促進や営農環境の悪化等周辺への影響を及ぼさない範囲で住宅地等の開発を許容します。

インターチェンジ周辺・幹線道路沿道地域

高規格幹線道路のインターチェンジ周辺や、主要幹線道路の沿道等にあつては、周辺の市街地拡大を誘発するおそれのない工業機能、物流機能等の計画的な開発については許容します。

- ・大垣市の(都)東海環状自動車道(仮称)大垣西インターチェンジ周辺地区については、新たな交通拠点として交通の利便性を活かした工業・流通・業務系の土地利用の誘導を図ります。
- ・名神高速道路南の工業系地域周辺地区である大垣市の横曽根地区については、交通の利便性を活かした工業団地整備に係る工業系の土地利用の誘導を図ります。
- ・(都)大垣環状線に近接する大垣市野口地区の工業系地域に隣接する地区については、交通の利便性を活かした工業団地整備に係る工業系の土地利用の誘導を図ります。
- ・垂井町の東地区、宮代地区、栗原地区、表佐地区、垂井地区は、今後、(都)東海環状自動車道(仮称)大垣西インターチェンジ等の整備により交通の利便性の向上が見込まれることから、既に配置された工業団地の敷地拡大とともに、新たな企業の立地を図ります。
- ・垂井町の(都)大垣関ヶ原線沿道地区は、当該路線の整備により交通利便性の向上が見込まれることから、新たな企業の立地を図ります。
- ・神戸町の(都)池田岐阜線沿道については、(都)東海環状自動車道(仮称)大野神戸インターチェンジとの近接性を活かし、工業・流通施設等の立地を検討します。
- ・安八町の中地区は、名神高速道路へのスマートインターチェンジ設置に伴い、産業立地等の新たな土地需要が見込まれることから、周辺の既存工業地との一体性等に配慮しつつ、計画的に土地利用を検討します。

土地区画整理事業による整備地域

大垣市の墨俣犀川地区については、土地区画整理事業及び地区計画により、住居・商業系の土地利用が進行しており、今後とも良好な市街地の形成を図ります。

計画的に開発された地域

既存の開発団地など計画的に開発された地域については、既存のストックを活用し、市街化

調整区域の性格を変えない範囲で、一定の都市的土地利用を検討します。

- ・神戸町の末守地区に整備された工業団地について、既存の工業集積を活かしつつ産業規模の増大に対応するため、敷地の拡大を検討します。

開発圧力の高い地域

市街化区域に隣接し、開発圧力が高く、市街化調整区域のまま放置すると、個別開発等による無秩序な開発が懸念される地域については、新たな市街地として周辺との一体性を保った土地利用の誘導を図ります。

- ・大垣市の林町地区は、(国)21号沿道に位置し、市中心部にも近く生活利便性が高いことから、道路等の基盤整備を含め、良好な市街地の形成を検討します。
- ・安八町の外善光地区においても、今後の住宅需要に応じた市街地形成を検討します。
- ・安八町の東結地区は、近年、住宅等の開発が多く行われていることから、(都)西大垣墨俣線及び(都)西結南條線の周辺において今後の住宅需要に対応した土地利用を検討します。
- ・安八町の森部地区は、(都)墨俣輪之内線に近接し、町中心部にも近いことから、生活利便性を活かした良好な住宅地としての土地利用を図ります。

都市的土地利用の需要が高い地域（地区計画等）

- ・垂井町の宮代字堤・永長・一本杉地区は、(国)21号及び(都)府中栗原線の交通結節点にあり、町中心部にも近いため、観光、文化等の都市機能を集約した都市的土地利用の需要が見込まれることから、地区計画等により、周辺の営農環境に調和した秩序ある街区形成の誘導を図ります。
- ・垂井町の宮代字四辻・観音堂・天王地区は、町中心部に近く、既に住宅が点在しているため、生活利便性の高い住居地としての都市的土地利用の需要が見込まれることから、ゆとりある良好な居住環境を確保すべく、地区計画等により、周辺の営農環境に調和した秩序ある街区形成の誘導を図ります。
- ・垂井町の市街化区域に隣接する表佐地区・綾戸地区は既存住宅地に近く、当該地区に隣接する(国)21号沿線地域は商業機能の集積が進んでいるため、生活利便性の高い住居地としての都市的土地利用の需要が見込まれることから、ゆとりある良好な居住環境を確保すべく、地区計画等により、周辺の営農環境に調和した秩序ある街区形成の誘導を図ります。

4 - 2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

1 . 交通施設の都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

交通体系の整備の方針

都市交通には、徒歩、自転車、自動車、公共交通機関等のさまざまな手段がありますが、本区域は大都市圏に比べ公共交通ネットワークが未熟なため、自動車への依存度が高くなっています。このため、広域的な交通や都市内の交通を円滑にするため、必要に応じた道路の整備を進めます。

一方、自動車を中心とするライフスタイルが定着する中、地球規模の環境問題への対応や、高齢者や障がい者等の交通弱者の移動手段の確保といった観点から、鉄道やバス等の公共交通機関の必要性が再認識されており、今後は多様な交通手段の選択が可能となる利便性の高いまちづくりを進めます。

以上の点を踏まえて、本区域の交通体系の整備は、次の基本方針のもとに進めます。

道路

幹線街路については、大量かつ多様な都市交通需要への対応、良好な市街地の形成、都市の適正かつ合理的な土地利用の促進等の視点を踏まえ、都市計画道路網の総合的な整備を進めます。また、都市計画道路の内、未完成路線については、社会経済環境の変化を考慮しつつ必要性を検証し、その結果を踏まえ、廃止を含めた計画変更を検討し、真に必要な路線を優先した効率的な整備を図ります。

高速交通体系については、名古屋市を中心とする 30～40 km圏内に位置する東海 3 県の主要都市を環状に結び、その連携と交流を促進する道路である(都)東海環状自動車道の整備を行います。また、(都)東海環状自動車道(仮称)大垣西インターチェンジ及び(仮称)大野神戸インターチェンジの整備に伴い、各インターチェンジへの利便性を強化するアクセス道路の整備を進めます。さらに、名神高速道路へのスマートインターチェンジ設置により、交通利便性の向上とともに、揖斐川・長良川渡河部の交通分散や災害時における緊急避難経路の確保を進めます。

駐車場

駐車場整備における公共・民間の機能分担に留意しながら既存施設の活用も含めた適正な規模の駐車場を配置・整備します。大垣駅周辺については、公共駐車場を効率的に活用するために駐車場の統廃合も含めた配置見直しの必要性について検討し、駐車場整備地区の見直しを進めます。

自転車駐車場については、将来の自転車利用の動向に対応しつつ整備を行います。

公共交通

現在、本区域の公共交通システムは、東西に J R 東海道本線、樽見鉄道、南北に養老鉄道

が鉄道網を形成し、これらを補完するシステムとしてバスが運行されています。

今後は、これらの基本システムをベースに、自動車交通に過度に依存することのない都市交通システムを確立するため、交通結節点の機能改善など利便性の高い公共交通システムの整備を検討します。また、不採算のバス路線が廃止されつつあることから、地域の実情に合わせたコミュニティバス等、市町バス事業の検討を含め、バス路線網の維持・拡充を進めるとともに、当面は、既存の公共交通機関相互の連絡改善を進めます。

整備水準の目標

道路

自動車専用道路及び幹線街路が都市計画道路として都市計画決定されていますが、都市計画道路の整備率は平成 19 年度末現在で 43.4%と、全国平均 56%に比べ低く、整備状況としては十分とは言えません。このため、概ね 20 年後の整備水準の目標として、市街地(市街化区域)内における都市計画道路の配置密度を $1.3 \text{ km} / \text{k m}^2$ (平成 19 年度末現在で $1.2 \text{ km} / \text{k m}^2$)とし、道路網の総合的な整備を進めます。

駐車場

大垣市では大垣市自転車駐車場等整備計画を策定しており、大垣駅周辺の自転車駐車場については、駅東、駅西、駅北の 3 つの駐車場を拡充することにより、現在の需要台数である約 4,800 台を整備目標とします。自動車駐車場については、駐車場の需給バランスに基づき、市営駐車場の新規整備や既存施設の拡張を行わず施設の統廃合等の再配置を検討します。

(2) 主要な施設の配置の方針

道路

自動車専用道路として、本区域南部を名神高速道路が東西に横断しており、現在大垣インターチェンジが設置されていますが、さらに利便性を高めるため、安八町地内に名神高速道路へのスマートインターチェンジの設置を進めます。また、本区域中央部を南北に縦断する(都)東海環状自動車道が自動車専用道路として一部整備着工されています。

また、(仮称)岐阜南部横断ハイウェイ(地域高規格道路岐阜南部横断ハイウェイ)が計画されています。

主要な道路として、本区域内における円滑な交通の流れと、本区域外とのアクセス性を高めるために、環状道路と放射状道路等を配置します。

- ・環状道路として、(都)一般国道 21 号線、(都)大垣環状線を配置します。
- ・放射状道路として、(都)一般国道 21 号線、(都)南高橋神戸線((国)258 号)、(都)寺内安八線、(都)静里中島線、(都)南高橋横曽根線((国)258 号)、(都)神田高瀬線、(都)神田神戸線、(都)大垣一宮線、(都)西大垣墨俣線、(都)静里栄町線、(都)寺内長松線、(都)加納丈六道線、(都)大垣神戸大野線、(都)池田神戸線、(国)417 号を配置します。

その他にも、大垣市については、(都)大垣駅南口線、(都)古宮上笠線、(都)神田船町線、(都)長松大野線を、垂井町については、(都)府中栗原線、(主)岐阜関ヶ原線を、神戸町については、(都)池田岐阜線、(都)更屋敷新屋敷線、(都)瀬古下宮線、(都)大野池田線を、安八町については、(都)北今ヶ淵大藪線、(都)西結南條線を、安八町及び大垣市墨俣地区については、(都)墨俣輪之内線、(主)北方多度線を配置します。

なお、(都)一般国道 21 号線の機能を補完する道路として、(都)昼飯大島線、(都)大垣関ヶ原線を配置します。

鉄道

本区域を東西に J R 東海道新幹線、J R 東海道本線及び樽見鉄道が横断し、南北に養老鉄道が縦貫しています。

(都)東海環状自動車道(仮称)大垣西インターチェンジの整備等、大垣市西部地区の開発の進展状況にあわせ、J R 東海道本線大垣駅～垂井駅間での新駅設置を目指します。

その他

【駅前広場】

大垣市については、都市再生を推進するとともに、交通結節点の機能改善を図るため、大垣駅北口広場を配置します。

【駐車場】

現在、大垣市内には、都市計画自動車駐車場及び自転車駐車場が各 3 箇所配置されています。

大垣市については、都市再生を推進するため、大垣駅に駅北自転車駐車場を配置し、駅西駐車場及び大垣市民病院周辺については、新たな駐車場の整備手法を検討します。

(3) 主要な施設の整備目標

優先的に概ね 10 年以内に整備することを予定する施設は以下のとおりです。

種 別	名 称	備 考
道 路	(都)東海環状自動車道	一部
	(都)寺内安八線	一部
	(都)大垣駅南口線	一部
	(都)静里中島線	一部
	(都)神田神戸線	一部
	(都)池田岐阜線	一部
	(都)加納丈六道線	一部
	(主)岐阜関ヶ原線	一部
	(都)大垣神戸大野線	一部
	(都)大垣関ヶ原線	一部
駅前広場	大垣駅北口広場	
自転車駐車場	大垣駅北	1 箇所

2. 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

下水道及び河川の整備の方針

下水道

近年、河川の水質汚濁の要因のうち生活雑排水の影響が大きくなってきており、公共用水域の水質保全や地域の生活環境の改善等、下水道対策は緊急の課題となっています。

このような状況の中、本区域の下水道の整備は既成市街地を中心に進められており、今後も普及率向上を目指して効率的な整備と処理区域の拡大を進めます。

また、下水汚泥などは、豊富な資源エネルギー源として再利用し、環境負荷の軽減や、循環型社会の再構築に向けて有効活用を図ります。

河川

河川は貴重な自然空間として人々にとって潤いややすらぎを与えてくれるとともに、多くの生物が生息・生育しています。これまで、本区域を流れる揖斐川や長良川等の河川の流域では、低湿地であることから、河川改修にあたっては内水対策事業等の治水対策を主に講じてきました。しかし、昨今の環境問題や人々の自然志向から、近年は自然的環境と調和のとれた川づくりが求められています。

このことから、都市化の進展を踏まえつつ必要とされる治水上の安全を確保し、自然的環境を踏まえた河川の整備を進めます。

また、今後の治水整備にあたっては、河川の整備のみならず、流域の持つ保水・遊水機能の適切な保全を併せて推進することとし、従来から遊水機能を有する地域において、やむを得ない開発を行う場合には、事業者に対して、代替施策の実施により従前の保水・遊水機能を保全させるなど、総合的な治水対策を推進します。また、開発行為等による河川への雨水流出量の増加に対しては、調整池等の設置により対処します。

特に、市街化区域へ編入する外野地区、ソフトピアジャパン地区、牧地区、大明神地区、中須地区においては、市街化区域の編入前に比べ河川への雨水流出量が増加しないよう調整池等の設置により治水対策を進めます。

整備水準の目標

下水道

本区域において公共下水道は、平成 19 年度末現在、排水区域面積 5,145ha が都市計画決定されており、このうち供用区域面積は 3,764ha(整備率 73.2%)となっています。本区域の概ね 20 年後の整備水準の目標として、汚水処理人口普及率 100%を目指します。なお、当面は以下のとおり整備を進めます。

- ・ 大垣市では、大垣処理区、平町処理区、墨俣処理区の整備を進め、平成 37 年には市

街地全域の整備を完了することを目標とします。

- ・ 垂井町では、地域の特性を踏まえた下水道整備を計画的に進め、平成 35 年に完了することを目標とします。
- ・ 神戸町では、効率的に下水道整備を行い、概ね 10 年後の人口に対する普及率 76.8% を目標とします。
- ・ 安八町では、平成 21 年度までに居住区域内の下水道整備を完了し、今後は効率的な維持管理を実施します。

河川

水害発生の危険性の高い河川の改修及び排水機場の整備を進め、開発行為等による河川への雨水流出量の増加については、調整池の設置等により対処します。

河川の整備は、施設整備の現状を考慮し、県が管理する中小河川については中期的な整備水準の目標として、以下の治水安全度を目標とし、国が管理する揖斐川等については、それぞれが目標とする治水安全度に応じて整備を進めます。

種 別	整備水準の目標(治水安全度)
河 川	相川：1/50 泥川：1/20 杭瀬川(県管理区間)、水門川：1/5 大谷川：1/50 犀川：1/5

(2) 主要な施設の配置の方針

下水道

下水道については、大垣市では大垣処理区、平町処理区、墨俣処理区の 3 処理区に区分し、垂井町、神戸町及び安八町では、各 1 処理区(垂井処理区、神戸処理区、安八処理区)に区分しています。このうち、安八処理区は整備が完了しています。

河川

揖斐川に流れ込む杭瀬川、相川、花田川、東平野井川、平野井川、奥川、菅野川、中之江川、新規川、水門川、牧田川、大谷川、薬師川、矢道川、泥川、梅谷川、岩手川、大滝川、長良川に流れ込む犀川を本区域の主要な河川として位置付けます。

これらの河川においては、周辺の自然環境に適した工法により安全性の向上や親水機能の整備を行います。

(3) 主要な施設の整備目標

優先的に概ね 10 年以内に整備することを予定する施設は以下のとおりです。

種 別	名 称	備 考
下 水 道	公共下水道	大垣処理区、平町処理区、墨俣処理区 垂井処理区 神戸処理区

河川	揖斐川	河川改修
	杭瀬川	
	水門川	
	大谷川	
	相川	
	泥川	
	犀川	

3. その他の都市施設の都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上を図り、良好な都市環境を確保するため、ごみ焼却場等の都市施設については、適正な規模等を検討の上、配置します。

(2) 主要な施設の配置の方針

主要な都市施設として、ごみ焼却場(処理場)を大垣市と垂井町に各1箇所、汚物処理場を大垣市に1箇所、市場を大垣市に1箇所、火葬場を大垣市に2箇所、垂井町、神戸町及び安八町に各1箇所配置します。今後は、これらの施設のうち処理能力の不足や老朽化が著しい施設等について、新たな施設の整備又は拡充を進めます。

また、ごみの減量化並びに資源の保全及び有効活用に資するため、大垣市にその他プラスチック製容器包装類の選別等を行うリサイクルセンターを配置します。

(3) 主要な施設の整備目標

優先的に概ね10年以内に整備することを予定する施設は以下のとおりです。

種別	市町名	名称	備考
マテリアルリサイクル推進施設	大垣市	リサイクルセンター	

4 - 3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

1. 主要な市街地開発事業の決定の方針

市街地整備にあたっては、既成市街地の再整備を優先して行います。その上で、集約型都市構造の実現を目指し、官民が協働した多様かつ柔軟な市街地開発事業等により良好な市街地の形成に努めます。

大垣市の中心市街地では、本区域の中心都市として都市機能の充実及び防災性の向上を図るため、市街地再開発事業等を進めます。

また、市街化区域においては住環境等の改善向上を進めるとともに、都市的低・未利用地については、地区の状況や市街化の動向等に対応した土地区画整理事業の実施等によって整序を図り、良好な市街地として整備を進めます。

2. 市街地整備の目標

主要な市街地開発事業の決定の方針に基づき、優先的に概ね 10 年以内に実施することを予定する市街地開発事業は以下のとおりです。

事業名	市町名	備考
野庵地区土地区画整理事業	垂井町	
外中地区土地区画整理事業	垂井町	
犀川堤外地土地区画整理事業	大垣市、安八町	施行中
郭町東西街区市街地再開発事業	大垣市	
大垣駅南街区市街地再開発事業	大垣市	
牧地区土地区画整理事業	安八町	

3. その他の市街地整備の方針

新たな都市的土地利用については、周辺の土地利用との調和を図りつつ、一定水準の市街地形成を確保するため、地区計画等を活用して、誘導・支援を図ります。

【住居系】

- ・大垣市の墨俣犀川地区については、土地区画整理事業及び地区計画により、住居・商業系の土地利用が進行しており、今後も良好な市街地形成を進めます。
- ・安八町の南部工業地に近接する牧地区において、新規工業立地に伴う職住近接型の住宅需要に対応するため、計画的な住居系市街地の整備を行います。また、当該地区に隣接の外善光地区においても、今後の住宅需要に応じて市街地整備を進めます。

【商業系】

- ・大垣市の外野地区については、民間開発による商業集積がなされており、今後も周辺を含めた計画的な市街地整備を行います。
- ・安八町の大明神地区の(都)大垣一宮線沿道においては、住民の日常的な生活利便性向上を目指し、商業施設等の立地促進のため計画的な市街地整備を行います。

【工業系】

- ・大垣市のソフトピアジャパン周辺地区については、情報関連産業の立地が進んでおり、今後もこれらの集積を誘導する地区とし、また、それに伴う人口集中に対応するため、周囲は良好な住宅地として計画的な市街地整備を行います。
- ・安八町の中須地区は、(都)大垣一宮線との近接性を活かし、新たな工業系の土地需要に対応するため、計画的な市街地整備を行います。

4 - 4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

1 . 基本方針

(1) 自然的環境の整備又は保全の方針

本区域においては、大垣市を中心に国道等の幹線道路を発展軸として放射状に市街化が進展しており、その周辺には豊かな農地等の緑地が広がっています。今後とも、都市化の進展や都市の再生に対応して調和のとれた自然的環境の保全と土地の合理的・効率的利用を行いつつ、個性と魅力にあふれたまちづくりを進めます。

(2) 整備水準の目標

都市公園については、本区域の住民一人当たりの敷地面積が概ね 20 年後には 10 m²以上となることを目標に整備を進めます。

2 . 主要な緑地の配置の方針

良好な自然的環境を構成する主要な緑地について、緑地の機能を以下の系統別に評価し、それぞれの配置の方針を示します。

(1) 環境保全系統

- ・本区域西部の伊吹山や養老山地に連なる樹林地については、市街地後背の自然緑地として位置付け、保全します。
- ・骨格をなす緑地として、伊吹山系の丘陵地、揖斐川、長良川、相川等の河川及び河川敷一帯を位置付け、保全します。
- ・本区域中央部を流れる杭瀬川一帯については、中心市街地に隣接する大規模なオープンスペースとして位置付け、河川敷を有効利用しつつ、良好な自然的環境を保全します。
- ・大垣市の中心市街地を流れる水門川については、水とのふれあいを演出する都市内の散策路として位置付け、有効活用しつつ、良好な河川空間を保全します。
- ・水辺緑地として、風致景観の優れている大垣市の広芝の池周辺を位置付けます。

(2) レクリエーション系統

- ・本区域住民の主要なレクリエーション活動の場、水と緑の拠点となる都市基幹公園として、杭瀬川スポーツ公園、南一色公園、(仮称)犀川河川公園を配置するとともに、運動公園については大垣市の浅中公園及び垂井町の朝倉公園を配置します。
- ・大垣市については、豊かな自然の中で青少年から大人まで幅広い世代や各種団体が気軽に利用できる自然体験施設を位置付けます。
- ・河川敷、水路、輪中堤等の既存の線的緑地を、緑道、サイクリングロードとして活用し、水と緑の回廊として親水性の高い機能的なネットワークとして位置付けます。大垣市については、四季の回廊整備計画として位置付けます。

(3) 防災系統

- ・本区域の骨格となっている河川及び水路を、火災時の防火帯や消火用水利等として位置付けます。
- ・市街地に隣接する農用地については、災害時の避難場所、洪水時の調節機能といった防災機能を有する緑地として位置付け、都市発展による開発と調整をとりつつ、保全・活用します。
- ・保安林及び砂防指定地については、災害防止のため保全します。
- ・水害防止の上で重要な役割を果たす輪中堤を将来にわたって保全するとともに、堤敷については避難路を兼ねた緑道として位置付けます。

(4) 景観構成系統

- ・本区域西部の伊吹山や養老山地の樹林地を、都市にとって貴重な山並み景観地として位置付け、保全します。
- ・本区域の骨格となっている河川及び水路、輪中堤は、本区域を代表する重要な景観要素として位置付け、保全・活用します。
- ・市街地周辺に広がる水田などの田園景観は、ゆとりある生活を支える重要な景観要素として位置付け、極力保全します。

(5) その他

- ・歴史的環境資源として、大垣市の美濃国分寺跡、昼飯大塚古墳、墨俣一夜城址、垂井町の美濃国府跡を位置付け、保全します。また、昼飯大塚古墳については周辺地域一帯を含めた(仮称)昼飯大塚古墳歴史公園として整備します。
- ・大垣市においては、産業都市大垣を感じさせる建築物等を、周辺の緑を含め一体的に景観遺産として位置付け、保全します。また、ソフトピアジャパン周辺など、新たな時代に向けた緑あふれる景観として位置付けます。

3. 実現のための具体の都市計画制度の方針

配置された緑地について、整備又は保全を実現するために選択する具体の都市計画制度は以下のとおりです。

- ・主要な公園緑地については、都市公園として整備を進めます。
- ・良好な自然的環境が残る樹林地を緑地として保全、育成するため、緑地保全地域等の指定に努めます。

なお、農業振興地域内の保全すべき優良農地については、緑地機能の活用を進めるとともに、保安林等の災害防止上保全すべき区域や、揖斐関ヶ原養老国定公園、伊吹県立自然公園等については、今後とも緑の保全を進めます。

4 . 主要な緑地の確保目標

優先的に概ね 10 年以内に整備することを予定する公園等の公共空地は以下のとおりです。

種 別	市町名	名 称	備 考
公 園	大垣市	南一色公園	
		(仮称)昼飯大塚古墳歴史公園	
		(仮称)犀川河川公園	
	垂井町	朝倉公園	

1 用語の解説

1 共通（語尾等の表現について）

本文中における各種方針の記述がどのような意思を持っているかを明確に示すため、語尾等の表現は以下のとおり統一しています。

語 尾 等	説 明
～進めます。 ～行います。 ～するものとします。 ～します。	<p>【定義】</p> <ul style="list-style-type: none"> 目標年次である平成 32 年までに実行()する施策又は既に実行済みの施策 例) インターチェンジの周辺はその好条件を活かし工業団地を形成します。市の用途が混在する 地区については用途純化を進めます。 平成 32 年までの間(さらには平成 32 年以降も)継続的に実施する施策 例) 地区の生産性の高い農地については、保全します。 「実行」とは、土地利用系の場合は都市計画決定すること、都市施設系の場合は都市計画決定する又は整備することをいう。
～を図ります。 ～を検討します。	<p>【定義】</p> <ul style="list-style-type: none"> 概ね 20 年後(概ね平成 42 年頃)の都市の姿を展望したうえで必要な施策であり、目標年次である平成 32 年までには実行する可能性のある事項(条件が整えば実行する事項など) 例) 地区については、良好な低層住宅地の形成を図ります。地区の山林についてはその景観の保全を図り、風致地区の指定を検討します。
～努めます。 ～目指します。	<p>【定義】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 32 年までには実行しない(できない)が、概ね 20 年後(概ね平成 42 年頃)の都市の姿を展望したうえで必要な施策であり、それに向け都市計画以外の手法も含め努力する施策。 例) 道路沿線地区は、賑わいのある商業集積地区の形成を目指します。
(都) 線	都市計画決定済みの都市計画道路名称
(仮称)	都市計画決定を予定する都市計画施設(道路、公園等)名称
(国) 号	都市計画道路以外の一般国道
(主) 線	都市計画道路以外の主要地方道
(一) 線	都市計画道路以外の一般県道

なお、『都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針』のうち『主要な施設の配置の方針』及び『自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針』のうち『主要な緑地の配置の方針』に関する記述の部分では、語尾等の表現は以下のとおり統一しています。

語 尾 等	説 明
～配置します。	<p>【定義】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都決済み又は都決予定の都市施設 (道路については都決されていない高規格幹線道路を含む) 部分供用している道路等では記述が煩雑になるため、当該施設が整備済みであるか否かは関係なし。
～位置付けます。	<p>【定義】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記以外の施設 (構想段階の施設を含む)

2 個別

用 語		説 明
あ	IT	Information Technology の略。情報技術と直訳され、情報通信技術からその応用利用場面まで広く使用され、コンピュータやインターネットの進化と広がり、工学的技術から企業経営、人文・社会科学、コミュニケーションまでその応用範囲を広げている技術・手法の総称。
	ITS	Intelligent Transport Systems の略。高度道路交通システムと直訳され、道路交通の安全性、輸送効率、快適性の向上、環境の改善等を目的に、最先端の情報通信技術を用いて人と道路と車両とを情報でネットワークすることにより構築する新しい道路交通システムの総称。ナビゲーションの高度化、自動料金収受システム、安全運転の支援などの9つの開発分野から構成される。
	アクセス	道路や交通機関を用いて、ある地点や施設へ到達すること。
い	インフラ	インフラストラクチャ - の略。道路、橋りょう、ダム、学校、病院、鉄道、上下水道、電気、ガス、電話など経済・生産基盤を形成するものの総称。社会資本。
う		
え	NPO	Non-Profit Organization の略。非営利組織と直訳され、営利を目的としない団体の総称。そのうち、「特定非営利活動促進法」に基づき、一定の要件を満たした団体で、都道府県等からの認証を受け、法人登記を行い法人として活動しているものをNPO法人(特定非営利活動法人)という。
お	オープンスペース	公園・広場・河川・農地など、建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空き地を総称している。都市計画法上の用語としては「公共空地」がある。建築基準法では、総合設計制度における空き地(公開空地)がある。
	オリベストリート	岐阜県が提唱する、県出身の先人・古田織部が好んだ自由奔放、独創性などの特徴・理念(オリベイズム)を現代の生活全般に反映させ、岐阜県の産業・文化の活性化を進めるプロジェクト(オリベプロジェクト)の一つの取り組みであり、陶磁器のまちとして発展してきた資産を活かした「賑わいのまちづくり」、「ビジターズ産業おこし」として多治見市が進めるプロジェクト「オリベストリート構想」の対象として選定された地区。
か	街区公園	都市公園のうち、もっぱら街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離250mの範囲内で1か所あたり面積0.25haを標準として設置するもの。
	開発許可制度	都市計画法における開発行為に対する許可制度。都市の水準を確保するため、一定規模以上の開発行為に対して、道路などの必要な公共施設の整備などの技術的基準を設けている。市街化調整区域においては、一定のものを除き開発行為自体を制限している。
	街路事業	都市計画決定された道路を都市計画事業によって整備する事業。

用語	説明
河川	河川法の河川は、公共の水流及び水面で、直接一般の用に供されるものをいう。従って社会通念でいう河川その他、放水路、湖沼等も含まれる。河川法の対象となり河川管理者が置かれ各種規制が行われる河川は、重要度の高い順から一級河川、二級河川及び準用河川に区分される。
環境影響評価	環境アセスメントともいい、開発事業の実施にあたり、事業者があらかじめその事業に係る環境への影響について、事前に十分な調査、予測及び評価を行い、その結果に基づいて環境保全について適正に配慮しようとするもので、環境悪化を未然に防止し、持続可能な社会を構築していくために重要で有効な手段の一つ。
環境共生検討地区	都市緑地法に基づき市町村が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」を各務原市は「水と緑の回廊計画」として策定しており、この計画の中で土砂採取や開発によって緑が失われた地区を緑の回復または良好な土地利用に努める地区として位置付けた地区のこと。
観光地区	自然環境に恵まれた地域において観光施設又はレクリエーション施設を特定の地域に限定して集中立地を図るために定められる地区。
緩衝機能	隣接、近接する異種異用途の間に介在することで、両者間で生じる問題や影響を緩和し和らげる働きや役割のこと。
環状道路	都市の一部又は全部を囲み、都心に用事のない交通を迂回させることを目的とする道路。
幹線街路	都市計画道路の一つ。都市の主要な骨格をなし、近隣住区等における主要な道路又は外郭を形成する道路で、発生又は集中する交通を当該地区の外郭を形成する道路に連結するもの。
き	既存ストック
急傾斜地崩壊危険区域	がけの斜面角度 30 度以上、かつ高さが 5m 以上のがけ地のうち、崩壊の恐れがあるとして法律により知事が指定した区域。
狭隘（きょうあい）道路	幅員が狭く、自動車の通行に支障を来す道路。
近隣公園	都市公園のうち、主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣住区あたり 1 か所を誘致距離 500m の範囲内で 1 か所あたり面積 2ha を標準として配置するもの。
く	区域区分
	都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分することで、一般的に「線引き」と呼ばれているもの。無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成、都市近郊の優良な農地との健全な調和など、地域の実情に即した都市計画を樹立する上で根幹をなすもので、昭和 43 年の都市計画法改正により導入された。 ・平成 12 年の都市計画法改正により、都市計画区域毎に区域区分を定めるか否か、また定める場合にはその方針について、都市計画区域マスタープランの中で示すこととなった。 ・区域区分の決定にあたっては、当該都市計画区域の人口・産業動向、都市的土地利用の現況及び動向を勘案するとともに、都市活動と農林漁業との調和に十分配慮して適切に設定する必要があるとされている。
	区画道路
	都市内道路のうち、交通の機能よりも、沿道の出入り機能の役割が大きい道路で、地域住民の日常生活に密着した道路。

用 語		説 明
け	景観行政団体	景観法により定義される景観行政を司る行政機構。政令指定都市又は中核市にあってはそれぞれの地域を管轄する地方自治体が、その他の地域においては基本的に都道府県がその役割を負う。ただし、景観法に基づいた規定の事務処理を行うことを都道府県知事と協議し、同意を得た市町村の区域にあたっては、それらの市町村が景観行政団体となる。また、景観行政団体は、景観法に基づいた項目に該当する区域に景観計画を定めることができる。景観計画区域に指定された区域では、建築や建設など景観にかかわる開発を行う場合に、設計や施工方法などを景観行政団体に届け出るなどの義務が生じる。
	景観地区	建築物の形態意匠の制限等により、市街地の良好な景観の形成を図るために定められる地区。
	形態規制	用途制限との関連で、地域ごとに建物の建て込み及び規模（建ぺい率、容積率、道路斜線、日影）などについて規制しようとするもの。 1) 建ぺい率：建築物の建築面積の敷地面積に対する割合。 2) 容積率：建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合。 3) 日影規制：隣地に与える日照の影響により中高層の建築物の高さなどを制限する。 4) 斜線規制：道路・隣地からの距離により建築物の高さを制限する。
	下水道	・生活排水、工場排水、雨水等の下水を排除するために設けられる排水管などの排水施設、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設、これらの施設を補完するために設けられるポンプ施設を含む施設の総体で、公共下水道、流域下水道および都市下水路の3種類に分類される。 ・下水道の設置・管理は、公共下水道及び都市下水路については原則として市町村が行い、流域下水道については原則として都道府県が行う。
	建築協定	住民の合意のもとに、一定地域内の建築物の構造・用途・形態・デザインなどに関する基準を定める建築基準法に基づく制度。
	建ぺい率	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合のこと。
	こ	広域公園
広域道路		県内及び他県との交流を支え地域の連携を促す幹線道路で、高規格道路と一体的に機能する一般国道及び主要な都道府県道のこと。
公園整備事業		都市計画決定された都市公園を都市計画事業によって整備する事業。安全・安心できる都市づくりや高齢社会、レクリエーション活動や都市環境の保全・改善など、多様なニーズに対応した都市公園事業が進められている。
高規格幹線道路		自動車の高速交通の確保を図るために必要な道路で、全国の主要都市間を連絡し、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路。
公共下水道		主として市街地における下水を排除又は処理するため、地方公共団体が計画、設置、管理する下水道で、単独公共下水道、流域関連公共下水道及び特定環境保全公共下水道がある。
工場適地		工場立地の適正化を図ることを目的として、工場立地法に基づき実施される「工場適地調査」により、工場立地調査簿に記載された土地（未造成地を含む）をいう。

用語	説明
交通安全施設	信号機、交通情報板、道路標識、道路標示など交通の安全と円滑を図るために設置された施設。
高度地区	都市計画法に基づく地域地区の一つで、市街地の環境の維持又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区。
高度利用地区	都市計画法に基づく地域地区の一つで、建築物の敷地などの統合を促進し、小規模建築物の建築を抑制するとともに、建築物の敷地内に有効な空地を確保することにより、土地の高度利用と都市機能の更新を図る地区。
交流産業	ある地域が他の地域の人々を招き入れ、情報や文化を交換し、交流することに関わる産業の総称。具体的には、イベント・コンベンションの開催・誘致、特産品の開発・販売、地域の情報発信などが挙げられる。
コミュニティ	地域社会。居住地や関心を共にすることで営まれる共同体。
コミュニティバス	既存バス路線ではカバーしきれていない交通空白地域等、利用者のニーズに対応する乗合バスのこと。主に地元地方公共団体が主体的にかかわり運行される事例が多く、地域住民等の生活利便や福祉等を考慮し、運行ルートを設定している。
コミュニティプラント	下水道区域以外の住宅団地等から排出されるし尿と生活雑排水を集合処理するために市町村が設置・管理する地域し尿処理施設。
コンパクトシティ	都市の中心部に商業や住宅、公共サービスなど多様な都市機能がコンパクトに集積し、子どもや高齢者を含めた多くの人にとって暮らしやすい都市の考え方の中で、人口減少・高齢社会におけるまちづくりの一つのモデルとして注目されている。
さ	
サイン	目印・表示・標識などをいうが、特に、不特定多数の利用者を対象として公的機関が設置し、日常生活の中で主として行動の指標となる情報を伝えるものとして、公的サインがある。
里山	集落、農地の周辺にある農業・生活に使われていた森林。(竹林を含む)
砂防えん堤	土砂の流出を防止したり調節したりするために設けるもの。
砂防指定地	大雨などで山の斜面や谷などが浸食されて発生する土砂の流出による被害を防止するために、砂防設備が必要な土地又は一定の行為の制限を行う土地を国土交通大臣が指定した土地のこと。
産業	社会を営むうえで必要な経済活動であり、第一次産業(農林漁業)、第二次産業(製造業、建設業等)及び第三次産業(商業、サービス業、公務等)の総称。
し	
市街化区域	都市計画区域のうち、「既に市街地が形成されている区域」と、「概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域」。用途地域などを定め、秩序ある市街地形成を図るとともに、市街化を促進する都市施設を定め、市街地開発事業などによって整備、開発を積極的に進めるべき区域とされる。
市街化調整区域	都市計画区域のうち「市街化を抑制すべき区域」。市街化調整区域内では、原則として、農林漁業用の建物等を除き開発行為は許可されず、また用途地域を定めないこととされ、市街化を促進する都市施設も定めないものとされている。
市街地開発事業	地方公共団体などが、一定の地域について、総合的な計画に基づき、公共施設、宅地や建築物の整備を一体的に行う、面的な市街地の開発。土地区画整理事業、市街地再開発事業などが該当。

用語	説明
市街地再開発事業	既成市街地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために、建築物及び建築敷地の整備とあわせて公共施設の整備を行う事業。
地震防災対策推進地域	東南海・南海地震が発生した場合に著しい被害が生じるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域（東南海・南海地震防災対策推進地域）として、国が全国で21都府県・652市町村を指定しており、県内では高山市、飛騨市、下呂市、郡上市、白川村を除く37市町村が指定地域。
自然環境保全地域	自然環境保全法に基づき、大臣が指定する原生事前環境保全地域以外の区域で優れた天然林、特異な地形、地質、貴重な湖沼、湿原など自然環境を保全することが特に必要な地域のこと。
自然的土地利用	田畑などの農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川などの土地利用を加えたもの。
地場産業	特定の一地方において、その地方の資源・労働力を背景に古くから発展し、その地に定着している産業。
市民緑地契約	都市内の民有地の緑を保全し、良好な都市環境を確保するために、樹林地などの所有者と地方公共団体などが契約を行い、地方公共団体などが施設を整備し、市民緑地として一定の期間管理し、住民に公開すること。所有者は土地にかかる税金の優遇措置が与えられる。
社会基盤	インフラ
住区基幹公園	比較的小規模な公園ことで、街区公園、近隣公園、地区公園の種類がある。
集約型都市構造	都市の郊外化・スプロール化を抑制し、市街地のスケールを小さく保ち、歩いてゆける範囲を生活圏と捉える都市の考え方のこと。コンパクトシティともいう。【分散型都市構造】
重要水防箇所	堤防の大きさが不足している箇所、洪水が堤防や地盤を浸透し湧き出る箇所、堤防の法くずれの危険性のある箇所など、洪水時に危険が予想され、重点的に巡視点検が必要な箇所を示すもので、水防上の重要度によって2ランク（A・B）に区分される。
循環型社会	廃棄物の発生抑制、資源の循環的な利用、適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。
準都市計画区域	都市計画区域外において、積極的な整備又は開発を行う必要はないものの、相当数の建築物等の建築若しくは建設又はこれらの敷地の造成が現に行われ、又は行われると見込まれる区域を含み、かつ、そのまま土地利用を整序し、又は環境を保全するための措置を講ずることなく放置すれば、将来における一体の都市としての整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがある区域。都道府県が広域の観点から土地利用の整序又は環境の保全を行うために指定する。
新五流域総合治水対策プラン	岐阜県は8つの流域に分かれており、それらの流域面積やそこに流れる河川の規模、さらにはその流域における近年の災害の発生状況や河川整備状況などを踏まえ、総合的な治水対策プランを作成する対象流域を長良川、宮川（神通川）、揖斐川、土岐川、木曾・飛騨川の5流域とし、その5流域の総合的な治水対策プランを総じて新五流域総合治水対策プラン（新五流総）という。
親水空間	水と親しむことを主目的とした場所のこと。

	用語	説明
す	スイートバレー構想	県南部に広がる濃尾平野を流れる木曾三川流域(バレー)を中心とした地域に集積している、ソフトピアジャパン、テクノプラザなどのIT拠点、岐阜大学を始めとする教育研究機関、ハイテク産業などの資源を結集して、IT関連企業、コンテンツビジネスの一大集積地を形成し、世界に誇る情報価値生産の場『情場』づくりを目指す構想のこと。このコンセプトは、交流、連帯、創造の3つをキーワードに全国・全世界的な情報の「受信・生産・発信の場」を構築するものであり、IT関連という一つ分野で集積を作れば、そこに人材が集まり、それに見合った産業やベンチャー企業が創出されることを狙ったものである。
	スプロール	市街地が無計画に郊外へ拡大し、無秩序な市街地を形成すること。道路や下水道等の都市施設が整備されないまま低質な市街地が形成され、防災上、環境上の問題を生ずるのみでなく、市街地環境を改善するにあたって公共投資の非効率化を招くなど、社会的、経済的な困難を生ずることが弊害として挙げられる。
	スマートインターチェンジ	高速道路本線やサービスエリア、パーキングエリア等から乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両(料金支払い方法)をETC搭載車両に限定しているインターチェンジ。
せ	生産緑地地区	都市計画法及び生産緑地法に基づく地域地区の一つで、市街化区域内の農地などのうち、公害や災害の防止など良好な生活環境の確保に効果があり、公園・緑地など公共施設などの敷地に適している500㎡以上の土地を生産緑地地区として指定することにより、農林漁業との調整を図りつつ良好な都市環境の形成に資することを目的とする。
	製造品出荷額等	製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、製造工程から出たくず及び廃物の出荷額及びその他の収入額の合計。
	全県域下水道化構想	公共下水道、農村下水道(農業集落排水施設)、個人下水道を効果的に組み合わせ、県内全域で平成32年度(2020年度)の普及率100%を目指す構想。
	線引き	都市計画区域を、計画的に市街化を図る市街化区域と、市街化を抑制する市街化調整区域に分けること。都市計画法では「市街化区域及び市街化調整区域との区分(あるいは単に「区域区分」)」と称している。【非線引き】
そ		
た	大規模集客施設	建築基準法別表第二(わ)項に掲げる建築物。劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が一万平方米を超えるもの。
	大規模集客施設立地エリア	都市構造に大きな影響を与える大規模集客施設について、現在既に立地している場所や今後立地予定の場所で、計画的に適正な立地を進め、商業機能の維持と発展を図るエリアのこと。原則としてそのエリアのみを大規模集客施設が立地可能な都市構造として許容する。具体的には、立地可能な用途地域(近隣商業・商業・準工業地域)にある施設を位置づけることとしているが、立地不可能な用途地域にある施設を位置づける場合でも、今後個別に広域調整手続きを行った後、立地可能な用途への変更を行う予定としている。

	用語	説明
	大規模集客施設立地規制地区	特別用途地区の一つで、中心市街地活性化への影響が大きいと考えられる、準工業地域における大規模集客施設の立地を制限するために定められる地区。
	第1次産業	産業を3部門に分類した場合の一区分。日本標準産業分類の大分類では農業、林業、漁業がこれに該当する。
	第2次産業	産業を3部門に分類した場合の一区分。日本標準産業分類の大分類では鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業がこれに該当する。
	第3次産業	産業を3部門に分類した場合の一区分。日本標準産業分類の大分類では電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、他に分類されないサービス業、公務がこれに該当し、農林水産業、鉱工業、建設業以外のサービス生産活動を主体とするすべての業種が含まれる。
	タウンマネジメント	市民、行政、商店街など地域を構成する様々な主体が参加し、広範な問題を内包するまちの運営を横断的・総合的に調整・プロデュースし、中心市街地の活性化と維持に主体的に取り組むこと。中心市街地活性化法においても、このタウンマネジメント機関の役割が重視されている。
	多自然川づくり	すべての川づくりの基本。(もともとモデル事業としてスタートした「多自然型川づくり」は、現在ではすべての川づくりの基本であり、それ以外の「型」の川づくりはないことから、その名称の「型」をとって「多自然川づくり」としました。)多自然川づくりは、調査、計画、設計、施工、維持管理等の河川管理におけるすべての行為が対象となります。ややもすると工事の際に配慮することとして理解されていた多自然型川づくりですが、その目指すところを達成するためには工事だけではなく、調査から維持管理にいたるすべての河川管理において考えていくことが必要とされている。
	立場(たてば)	江戸時代に、五街道等で次の宿場町が遠い場合その途中に、また峠のような難所がある場合その難所に、休憩施設として設けられたものをいい、茶屋や売店が設けられていた。俗にいう「峠の茶屋」も立場の一種である。馬や駕籠の交代を行うこともあった。藩が設置したものや、周辺住民の手で自然発生したものもある。また、立場として特に繁栄したような地域では、宿場と混同して認識されている場合がある。継立場(つぎたてば)あるいは継場(つぎば)ともいう。
ち	地域高規格道路	高規格幹線道路を補完し、地域相互の連携交流や空港・港湾などの広域交通拠点などを連結する規格の高い道路。4車線以上の道路で時速60~80km以上で高速走行できる自動車専用道路かこれと同等の機能を持つ道路。
	地域地区	都市計画法に基づく都市計画の種類の一つで、都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、地域又は地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を実現しようとするもの。

用 語	説 明
地区計画	都市計画法に定められた制度のひとつで、地区の特性にふさわしい良好な都市環境の維持・形成を図るために、必要な事項を定める制度。ある地区が目指す将来像を示したり、生活道路の配置や建築物の建て方のルールなどを定める。住民等の意見を反映して、その地区独自のきめ細かなまちづくりルールを定めることができる。
治水安全度	水害に対する安全性を示す指標であり、通常は過去の実績から統計的に算出される降雨の年超過確率で表す。例えば、「川の治水安全度は1/10である」といった場合、10年に1回程度降る大雨でも水害が起きない可能性が高いことを意味する。計画上の治水安全度は、建設省（当時）河川局監修の河川砂防技術基準（案）同解説（計画編）（平成9年）によれば、「計画の規模（治水安全度）は、河川の重要度や被害の実態、経済効果等を総合的に考慮して定める」とあり、具体的には、一級河川の主要区間において1/100～1/200が採用されている例が多い。
駐車場整備地区	都市計画法に基づく地域地区の一つで、商業地区や住居地区内で、自動車交通の多い地区において、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保するため、駐車場の整備を推進する必要がある地区。
超高齢社会	高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口割合）が21%を超える社会。高齢化率が7%を超えたときに高齢化社会、14%を超えたときに高齢社会と分類している。
調整池	短時間の集中的な降雨などにより、増水しつつある河川への洪水流出量を抑制するための施設。
つ	
て DID	Densely Inhabited District の略。人口集中地区と直訳され、国勢調査の集計のために設定される統計地域で、人口密度が40人/ha以上の国勢調査の調査区が集合し、合計人口が5,000人以上となる地域。
低炭素社会	二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。低炭素型社会、脱炭素社会ともいう。
低・未利用地	<p>土地基本法において、土地は国民のための限られた貴重な資源であり、適正かつ合理的な利用をすべきものとして位置付けられているが、こうした観点に立ったときに、本来、建築物などが建てられその土地にふさわしい利用がなされるべきと考えられる土地において、そのような利用がなされていない場合、これを一般的に低・未利用地という。</p> <p>（同種概念に都市計画法に基づく遊休土地がある。都市計画運用指針では、未利用とは何らの用途にも供されていない状態、低利用とは対象土地の利用の程度が周辺地域における同一の用途又はこれに類する用途に供されている土地の利用程度と比較して著しく劣っている状態をいう。）</p>
テクノプラザ	VR技術やロボット技術など科学技術に関する各研究開発機能が集積する研究開発拠点であり、「IT」と「ものづくり」の融合による産業の高度化・情報化・及び新産業の創出を目指している。情報提供や人材育成・研究開発支援機能をもたせる地域産業の高度化を推進する中核拠点として整備された施設で、県有施設である岐阜県科学技術振興センターと第三セクターの株式会社VRテクノセンターから成る合築施設となっている。

	用語	説明
	デマンド型交通	乗客の需要に応じて運行する基本路線の外に迂回路線を設定し、運行する交通機関のこと。
	伝統的建造物群保存地区	都市計画法に基づく地域地区の一つで、価値のある伝統的建造物群及び周辺環境を保存するために指定される地区。建造物、土地の形質、樹木など現状の変更に対して規制を受ける。
と	東濃研究学園都市	東濃西部地域における先端科学技術研究施設が集積した都市のこと。研究者により良い環境を提供するため、クオリティの高い居住空間、交流施設、リラクゼーション施設、文化施設などを整備し、世界に誇ることができる快適で高機能なまちづくりを、地域と一体となって進めている。
	特定環境保全公共下水道	公共下水道のうち、市街化区域以外の区域において設置される下水道。
	特定用途制限地域	都市計画法に基づく地域地区の一つで、用途地域が定められていない地域（市街化調整区域を除く）において、良好な環境の形成・保持の観点から、望ましくない用途の建築物などの建築を制限する地域。
	特別業務地区	卸売市場等の流通業務施設を集中立地及び幹線道路沿い等で沿道サービス施設の立地を図るために定められる地区。
	特別工業地区	特別用途地区の一つで、周辺地域との環境保全を図りながら地場産業の育成を図る等のために定められた地区。
	特別用途地区	都市計画法に基づく地域地区の一つで、用途地域を補完するものとして、特別の目的から特定の用途の利便の増進又は環境の保護等を図るために定める地区。特別工業地区などがある。
	特別緑地保全地区	都市計画区域内の緑地の良好な自然的環境を保全するために定められる地区。都市緑地法第12条に規定された制度。2004年の旧都市緑地保全法の改正（同改正により法律名も改称）により、従前の都市緑地保全地区の規定が、都市緑地保全地域及び特別都市緑地保全地区の規定として改められている。都市計画法及び関連法令の規制を受けるべき土地として指定される「都市計画区域」内で良好な自然環境を形成している緑地のうち、市町村が都市計画に「地域地区」の一つとしてその区域を定めた緑地。神社、寺院等と一体となって文化的意義を有するもの、風致・景観が優れ、地域住民の生活環境として必要なもの、動植物の生息地または生育地で保全する必要があるものなどが設定される。
	都市型農業	都市近郊における農業のこと。
	都市基幹公園	都市公園のうち、都市の骨格を形成する大規模な公園であり、市民全般を対象としたもの。総合公園と運動公園によって構成される。
	都市機能	一般的には都市及びそこで営まれる人間社会を構成する主要な機能であり、例えば「居住機能」「工業生産機能」「物流機能」「商業・業務機能」「行政機能」「文化機能」「レクリエーション機能」などの都市的な機能のほか、「自然機能」や「農業機能」もそれに含んでさす場合も多い。ちなみに、都市インフラ（道路・鉄道、公園緑地、上下水道、都市河川などの都市基盤施設）のうえに上記のような都市機能が配置され、ひとつの都市構造を形成するが、駅、インターチェンジ、空港などの交通施設、公園緑地などは、インフラでもあり、同時に都市機能でもある。

用語	説明
都市計画区域	都市計画法とその関連法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等の現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域について都道府県が指定する。
都市計画区域マスタープラン	都市計画法第6条の2の規定に基づく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針のこと。一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、その区域ごとに、都道府県が一市町村を超える広域的な見地から、区域区分をはじめとして都市計画の基本的な方針を定める。
都市計画公園	都市計画区域内において、都市計画法11条の都市施設として都市計画決定された公園。公園の種別としては、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園、特殊公園があるが、公園の機能に応じた規模の適正化を図るため、公園種別に応じた規模を基準として定める。公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地に関する都市計画は、面積が10ha以上については広域の見地から決定すべき都市施設又は根幹的都市施設として都道府県知事が、その他については区市町村が定める。
都市計画道路	都市の基盤的施設として都市計画法に基づく「都市計画決定」による日本の道路のことであり、以下の4種類がある。 自動車専用道路 幹線街路 区画街路 特殊街路
都市計画法	都市計画の内容およびその決定手続き、開発許可制・建築制限などの都市計画制限、都市計画事業の認可・施行などについて定めた法律。昭和44年(1969)施行。
都市公園	都市公園法にいう都市公園には、以下のものがある。 国営公園(広域的な利用に供するもの及び国家的な記念事業等として設置するもの) 地方公共団体が設置する都市公園(街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園等)
都市高速鉄道	都市における鉄道のうち、都市計画上必要な都市施設として都市計画法に基づき定められたものをいう。都市計画法第11条1項1号には、都市高速鉄道が、都市施設のうちの交通施設の一つとして、道路、駐車場、自動車ターミナルとともに列挙されている。
都市再生特別地区	都市再生緊急整備地域のうち、都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図る特別の用途、容積、高さ、配列等の建築物の建築を誘導する必要があると認められる区域。
都市施設	道路、公園、下水道など、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。都市計画法では道路、鉄道などの交通施設や公園、緑地などの公共空地等を都市施設としている。これらの都市施設は、土地利用、交通などの現状、将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置を配置することにより、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するように定めることとされている。
都市的土地利用	主として都市における生活や活動を支えるため、人為的に整備、開発された住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、一般道路等による土地利用のこと。

用 語		説 明
	土砂災害危険箇所	急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所の総称。
	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域。
	土石流危険区域	想定される最大規模の土石流が発生した場合、土砂の氾濫が予想される区域。
	土石流危険渓流	土石流が発生する恐れがあると認められた川や沢をいう。
	土地区画整理事業	都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更や公共施設の整備を図る事業。土地区画整理事業の基本的な仕組みは、土地の所有者が道路、公園など公共施設用地を生み出すために土地の一部を提供（減歩）し、宅地の形を整えて交付（換地）するものである。
	土地利用計画	区域区分（線引き）や地域地区（用途地域等）など、無秩序な市街化を防止し、土地の合理的な利用を図るための都市計画法上の土地利用に関する制限のこと。
	トランジットセンター	自動車・自転車・バスと鉄道、自動車・自転車とバス、バス相互間の乗り継ぎを行う施設のこと。
な	内水排除	ポンプなどにより堤内に堪った雨水である内水を堤外地（河川や海など）に排除すること。
に		
ぬ		
ね	年間商品販売額	1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含む。
の	農業集落排水施設	一般の公共下水道とは別に農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水などを処理する施設。
	農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づき、優良農地の確保を中心とした総合的かつ計画的な農業の振興を目指すための制度を適用する区域。この法律に基づき、農用地利用計画や、農業生産基盤の整備や近代化の計画、農村環境の整備の計画等を定める。
	ノーマライゼーション	高齢者も若者も、障がい者も健常者も、すべて人間として普通（ノーマル）の生活を送るため、共に暮らし、共に生きていくような社会こそノーマルであるという考え方。つまり、高齢者、障がい者等があるがままの姿で、他の人々と同等の権利を享受できる社会を目指すもの。
	農用地区域	農振法に基づき、農業振興地域内において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として、市町村が農業振興地域整備計画で用途（農地、採草放牧地等）を定めて設定する区域。
は	パーク・アンド・ライド	自宅から自家用車を運転し、最寄りの駅まで行き、その周辺に駐車して鉄道へ乗り継ぎ、都心等へ向かう通勤形態をいう。自家用車と鉄道の両方の利点を活かした、いわゆる「結合輸送」の一種である。
	パーク・アンド・ライド 駐車場	公共輸送機関を優先的に利用し、近郊居住者の利便性の向上や都心部への自動車の流入の抑制を図り、さらに公共的輸送機関の効率的な利用がなされることを目的とした駐車場のこと。

用 語	説 明
配置密度	<p>都市計画道路の配置密度の考え方は以下のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『整備水準』の定義については、あくまで改良済みであることを基本とする中で、現時点で事業中もしくは 10 年以内に事業化が見込まれる代表的な路線を対象とし、今後 20 年以内に整備される延長を目標値として計上します。 ・『市街地内』の定義については、線引き都市計画区域であれば市街化区域内、非線引き都市計画区域であれば用途地域内としています。 ・計上する道路については、広域的な交通処理等の交通機能や市街地内の空間形成の機能等に配慮した道路を基本として、主要な都市計画道路（自動車専用道路及び幹線街路）を計上することとしています。都市計画としては、広域的な路線は他の路線と同様、市街地内における都市活動を支える重要な路線であり、県としては該当する市街地内の主要な都市計画道路を計上することが妥当であると考えています。 ・「都市内道路整備プログラム策定マニュアル(案)」(平成 9 年 10 月建設省)によれば、望ましい配置密度は 3.5 km/k m²。
ハザードマップ	<p>自然災害による被害を予測し、災害の発生地点、被害の範囲、被害の程度、避難経路及び避難場所などの情報が図示された地図。</p>
バリアフリー化	<p>障がい者や高齢者が行う諸活動に不便な障壁（バリアー）を取り除くこと。例えば、階段の代わりに緩やかなスロープをつけたり、道路の段差をなくしたりすること。</p>
ひ P T P S	<p>Public Transportation Priority System の略。公共車両優先システムと直訳され、大量公共交通機関であるバス等の通行を円滑に行わせ、バス等の定時運行を確保するとともに利用を促進して、道路の利用効率を向上させる施策である。バスレーンなどのような交通規制施策と交通信号機など交通インフラを制御するシステムをあわせたものである。2008 年 3 月 31 日現在、40 都道府県、95 事業者で導入され、総延長は 695.2km に及ぶ。狭義には、後者の信号制御システムのみを指すことも多い。現在実用化されているものでは、バス等に搭載された車載機からの通信情報を道路に設置された光ビーコンで受信し、バス等の進路上にある交通信号機に対し青信号である時間を延長したり赤信号である時間を短縮したり等の制御を行って、バス等が青信号で通過しやすくしている。導入にあたっては、渋滞による遅延を防ぐバス専用レーンの設置などと組み合わせ導入される場合が多い。</p>
非線引き	<p>都市計画区域マスタープランの中で、線引き不要と都道府県が判断した都市計画区域のことをいう。平成 12 年の都市計画法改正により線引き制度（市街化区域と市街化調整区域との区分）が大幅に改正され、線引きをするか否かを、都市計画区域を定めた都道府県が、地域の実情を踏まえて、都市計画区域マスタープランの中で判断する仕組みになったことを受けたもの。</p>
ふ 風致地区	<p>都市計画法に基づく地域地区の一つで、良好な風致の保全を目的として、樹木の伐採、土地の形質の変更、建物の規模（建ぺい率、高さ）などを規制する地区。風致地区内においては、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採などの行為について、都道府県の条例（10ha 未満のものについては区市町村の条例）により、都市の風致を維持するために必要な規制が課せられ、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ知事（区市町村長）の許可を受けなければならない。</p>

	用語	説明
	不明水	管の老朽化や誤接合などの要因により、汚水用の管路に雨水が流入する現象のこと。不明水が流入すると、汚水が必要以上に薄まってしまい、処理施設での微生物による分解活動を阻害するとともに、そのまま処理コストの増大につながってしまう。さらに、雨水流入量が多い場合には、溢水が生じることもある。
	フレーム	枠組みのこと。広義では、都市計画をはじめ、行政の施策や民間の事業計画を定めるうえでの基本的な枠組みを意味する。また、都市計画における狭義の「フレーム」とは、人口や世帯構成、産業生産額の規模、市街地や建築物の床面積などの規模等、都市計画を定めるうえでの基本的大枠となる数値目標のことをいう。
	プロムナード	歩行者用の公共空間で、散歩、回遊することができる空間のこと。
	フロンティア・リサーチパーク	土岐プラズマリサーチパークとともに東濃研究学園都市の一部を構成し、極限環境に関する世界的水準の研究機関を核とした研究開発機能の集積を図る。また、快適な環境、良好な交通アクセスなどが評価され、首都機能移転先候補地として選ばれている。
へ	平均旅行速度	ある地点から出発し、ある地点に到着した場合、その走行距離を所要時間で除した値のこと。平日でのD I D部における県道の全国平均値 20 km/h 前後（H17 道路交通センサス）
	ベッドタウン	大都市の周辺に位置する住宅都市。住民の大部分が大都市に通勤し、夜だけ帰ってくるからという。
ほ	保安林	洪水、土砂の流出、崩壊等を防止する機能を特に発揮させることが必要な森林を指定すること。
	防火・準防火地域	都市計画法に基づく地域地区の一つで、市街地における火災の危険を防ぐため、一定の建築物を耐火建築物又は準耐火建築物にするなど、建築物の不燃化を図る地区。
	放射道路	都市の中心部から周辺地域へ向けて放射状に伸びる道路。
	ポケットパーク	道路沿道の公共用地を活用してつくった小公園。
	保健休養機能	森林浴やハイキングなどの森林レクリエーションをすることによって、安らぎを得たり、心身の緊張をほぐしたりする効果のこと。
	保存樹林	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づき、都市の美観風致を維持するため市町村長が指定した樹木のこと。
	ポテンシャル	潜在的な可能性のこと。「ポテンシャルが高い」というのは潜在的に大きな可能性を持っている状態を指す。「開発ポテンシャル」とは、ある地域の立地条件や土地利用の状態などからみて、現在は都市的開発が行われていないが、将来、条件がそろえば開発動向が活発になる可能性がある、という状態を指す。
ま	まちなか居住	改正中心市街地活性化法の支援スキーム（基本計画）に新たに付け加えられており、鉄道駅周辺など、都市の中心市街地（まちなか）に住むこと。市街地の郊外拡大によって生じた中心市街地の人口減少など「空洞化」の問題に対応して人口の回復を図れること、また交通の便がよいため高齢者や子育て世代などが暮らしやすいこと、さらには郊外部の環境負荷を軽減したり社会資本の投資を都心に集中することにより投資効率を高められること、などのメリットがあるとされている。

用 語		説 明
み	水と緑の回廊計画	各務原市の計画。100年かけてまちを育てていく、21世紀の水と緑のまちづくりのための目標としており、市民・企業・行政が共有する“まちの将来像”を掲げ、水と緑の回廊を育てていくための、回廊計画と拠点計画を定めています。市の骨格的な自然環境を“水と緑の回廊”として位置付け、水と緑のネットワークの強化を図ることにより、豊かな自然と共生した都市を創出していくことを目指しています。(3つの回廊、7つの拠点)
	密集市街地	道路などの基盤整備が行われないまま、建築物が高密度に立ち並んでいる市街地。
む		
め		
も	モータリゼーション	自家用車をはじめ自動車の普及に伴い発達した「自動車社会」のこと。鉄道やバスなどの公共交通機関がない地域でも移動が容易であるなどのメリットがある反面、都心部の深刻な交通渋滞や駐車場問題、また大気汚染、騒音などの環境問題を引き起こしたり、交通不便な郊外部における無秩序な市街化や商業・公共施設の立地を招いたこと、それによる都心部の空洞化、また公共交通機関の赤字化などへの影響もあるといわれている。
	モビリティ	移動しやすさ、動きやすさ。似た言葉としてアクセシビリティ(accessibility)があり、これは特定の場所や施設への行きやすさ、利便性を指すのに対し、モビリティ(mobility)は、徒歩、自転車、自動車及び公共交通機関などによって都市内や地域間を移動する全般的な利便性を指す。
や		
ゆ	遊水機能	河川沿いの田畑等において雨水または河川の水が流入して一時的に貯留する機能のことをいう。洪水時の河川流量、水位の低減の役割がある。
	誘致距離	公共施設等の利用者がその施設等を利用するときに抵抗のない距離。周辺地域の条件が均質であれば、その施設を中心とする円を描くことになるので「誘致半径」ともいう。
	優良農地	集団的に存在している農地、農業に対する公共投資の対象となった農地、農業生産性の高い農地など良好な営農条件を備えている農地のこと。
	ユニバーサルデザイン	全ての人のためのデザイン(構想、計画、設計)。高齢者、障がい者、健常者など、全ての人に配慮した、環境、建物・施設、製品などのデザインをしていこうとする考え方。
よ	容積率	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合のこと。
	用途規制	建築可能な建築物を制限すること。
	用途地域	都市計画法及び建築基準法に定められ、主として市街化区域内において住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、第一種低層住居専用地域をはじめ12種類がある。用途地域制度が目的としているのは、適切な土地利用計画に基づく建築物の規制、誘導であり、用途混在や建築物の過密化を防止することにより、適正かつ合理的な土地利用を実現していく。都市計画決定権者は市町村であり、都道府県はその決定に対して同意を行う。

用 語		説 明
	用途転換	計画的に土地利用の転換を図る場合や、従来想定されていた市街地像と異なる建築物が相当程度立地する動向にある場合などにおいて、用途地域の変更を行うこと。
ら	ライフライン	上下水道や電力、ガス供給施設などの供給処理施設、通信施設、交通施設など、人間の生命や社会的な生活の維持に直結した施設。
	ランドスケープ	風景、景色、眺め、景観のこと。
	ランドマーク	都市の景観を構成する一つの要素で、その都市や地域の象徴あるいは目印として特徴を持つもの。
り	リバーベルト	都市における水辺環境の骨格となる河川及びその周辺空間で、親水性の向上やプロムナード化を重点的に展開していく帯状の地帯のこと。
	流域関連公共下水道	公共下水道のうち、二つ以上の市町村の区域にわたり、特に水質保全が必要である重要水域を対象とし、公共水域の環境基準の達成、生活環境の改善及び下水道の整備を効率的かつ経済的に行うことを目的として都道府県が計画、設置、管理する流域下水道に接続する下水道。
	流通業務地区	流通機能の向上及び道路交通の円滑化を図るために定められる地区。
	緑地協定	住民の合意のもとに、一定地域内の緑化に関する自主的な基準を定める制度。
	緑地率	都市計画区域に占める緑地の割合。
	緑被率	都市計画区域に占める緑被地の割合。緑被地は樹林地・草地・農耕地・公園緑地等、植物の緑で被覆された土地、もしくは緑で被覆されていなくとも自然的環境の状態にある土地の総称。
る		
れ	レクリエーション機能	休養や娯楽、スポーツ活動、文化芸術活動などによって心身の疲れを癒し、充足を図る機能。具体的に、このような機能を持つ施設としては、都市公園や自然公園、スポーツ施設、様々な娯楽・遊戯施設、芸術文化施設、観光地などが挙げられる。
ろ		
わ		

作成にあたっては、以下の文献などを参考にしています。

「三訂 都市計画用語辞典」 都市計画用語研究会編集（ぎょうせい）